

第8回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月7日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○町長の説明	9
○報告第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○報告第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○報告第28号及び報告第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
○報告第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○報告第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
○報告第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○報告第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○報告第34号及び報告第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○報告第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○報告第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○報告第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○報告第39号～報告第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	42

○報告第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○報告第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
○報告第44号及び報告第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
○請願・陳情について	51
○散会の宣告	51

第 2 号 (6月8日)

○議事日程	53
○本日の会議に付した事件	53
○出席議員	53
○欠席議員	53
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	53
○事務局職員出席者	53
○開議の宣告	54
○一般質問	54
円谷 寛 君	54
今泉 文 克 君	75
角田 真 美 君	88
○休会について	105
○散会の宣告	105

第 4 号 (6月11日)

○議事日程	107
○本日の会議に付した事件	107
○出席議員	107
○欠席議員	107
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	107
○事務局職員出席者	108
○開議の宣告	109
○議会運営委員長報告	109
○議事日程の報告	109
○議案第167号の上程、説明、意見、採決	109
○諮問第4号の上程、説明、討論、採決	111

○議案第168号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
○議案第169号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
○議案第170号の上程、説明、質疑、討論、採決	114
○総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	116
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	117
○議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について	117
○日程の追加	118
○意見書案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	118
○閉議の宣告	121
○町長挨拶	121
○閉会の宣告	121
○署名議員	123

鏡石町告示第40号

第8回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年6月2日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 令和3年6月7日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	畑	幸一	君	2番	角田	真美	君
3番	橋本	喜一	君	4番	菊地	洋	君
5番	小林	政次	君	7番	渡辺	定己	君
8番	大河原	正雄	君	9番	今泉	文克	君
11番	円谷	寛	君	12番	古川	文雄	君

不応招議員（なし）

第 1 号

令和3年第8回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和3年6月7日(月)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 報告第26号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 6 報告第27号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 7 報告第28号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 8 報告第29号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 9 報告第30号 専決処分した事件の承認について
- 日程第10 報告第31号 専決処分した事件の承認について
- 日程第11 報告第32号 専決処分した事件の承認について
- 日程第12 報告第33号 専決処分した事件の承認について
- 日程第13 報告第34号 専決処分した事件の承認について
- 日程第14 報告第35号 専決処分した事件の承認について
- 日程第15 報告第36号 専決処分した事件の承認について
- 日程第16 報告第37号 専決処分した事件の承認について
- 日程第17 報告第38号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第18 報告第39号 鏡石町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について
- 日程第19 報告第40号 鏡石町農業集落排水事業特別会計継続費繰越計算書について
- 日程第20 報告第41号 鏡石町上水道事業会計継続費繰越計算書について
- 日程第21 報告第42号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第22 報告第43号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第23 報告第44号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第24 報告第45号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第25 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	7番	渡辺定己君
8番	大河原正雄君	9番	今泉文克君
11番	円谷寛君	12番	古川文雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	橋本喜宏君
税務町民課長	倉田知典君	福祉こども課長	柳沼和吉君
健康環境課長	大河原正義君	産業課長	菊地勝弘君
上下水道課長	小林誠君	都市建設課長	吉田竹雄君
教育課長	根本博君	会計管理者兼出納室長	佐藤喜伸君
農業委員会 農事務局長	円谷康誠君	農業委員会 会長	菊地栄助君
選挙管理 委員会委員長	草野孝重君	監査委員	根本次男君

事務局職員出席者

議会事務局長	緑川憲一	主任主査	鈴木淳子
--------	------	------	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（古川文雄君） おはようございます。

ただいまから第8回鏡石町議会定例会を開会いたします。

ここで、会議に先立ち、福島県町村議会議長会特別功労者の表彰伝達を行います。

暫時休議いたします。

休議 午前10時00分

開議 午前10時02分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（古川文雄君） 初めに、定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

4番、菊地洋君。

〔議会運営委員長 菊地 洋君 登壇〕

○4番（議会運営委員長 菊地 洋君） 皆さん、おはようございます。

ご報告申し上げます。

第8回鏡石町議会定例会会期予定表。

令和3年6月7日月曜招集、日次、日、曜、会議内容の順で申し上げます。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

○議長（古川文雄君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

第8回鏡石町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、第8回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第であります。

さて、2019年以来、拡大の一途をたどっている中国で発生した新型コロナウイルス感染症ですが、感染拡大の防止策の切り札とも言えるワクチンの接種が、町でもいよいよ

今月から、65歳以上の高齢者を対象に本格的に実施されます。

国内の感染拡大は増加の一途をたどっており、福島県内も例外ではありません。先月は、統計開始以来初めて、1か月の感染者数が1,000人の大台を超えて、多くの指標が感染爆発を示すステージ4を占めた時期もありました。

現在は若干落ち着いておりますが、感染拡大が収束しているわけではありません。町としても、新型コロナウイルス感染症対策については万全を期してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今定例会につきましては、専決承認や繰越事業などに係る報告が20件、条例の一部改正1件、固定資産評価審査委員会の選任同意1件、人権擁護委員推薦同意1件、令和3年度各会計補正予算2件の、合わせまして25件を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただき、承認、同意、議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄君） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（古川文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番、畑幸一君、2番、角田真美君、3番、橋本喜一君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（古川文雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの5日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は5日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（古川文雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告申し上げます。

3か月分につきまして、項目ごとにまとめて報告いたします。

例月出納検査報告。

1、検査の対象、令和3年2月分、令和3年3月分、令和3年4月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、令和3年2月分につきましては、令和3年3月25日木曜日、午前10時から午前11時53分まで、令和3年3月分につきましては、令和3年4月23日金曜日、午前9時56分から午後2時20分まで、令和3年4月分につきましては、令和3年5月25日火曜日、午前9時28分から午後3時30分まで、以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者、職氏名、各月の検査時におきまして、以下の方々の出席をいただきました。会計管理者兼出納室長、上下水道課課長ほか2名。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和3年2月分、令和3年3月分、令和3年4月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は添付資料のとおりでございます。

以上のとおり報告いたします。

○議長（古川文雄君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方保健環境組合の報告を求めます。

11 番、円谷寛君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 円谷 寛君 登壇〕

○11番（須賀川地方保健環境組合議会議員 円谷 寛君） 11番議員の円谷寛であります、3月18日の10時から保健環境組合の臨時議会が開催をされまして、次の議案が審議をされ、可決されました。

会期の決定は、1日限り。

会議録署名議員の指名については省略いたします。

会期第3の議案第5号 最終処分場建設工事の請負契約締結についての議案でございますが、これは、須賀川の旧長沼町に建設が予定されております最終処分場、不燃物埋立てのですね。この請負契約の締結が承認されました。

お手元に配付の資料のとおり、35億5,872万円で契約をされたわけですけれども、この入札が最低制限価格付入札制度ということで、私は、かねてからこの制度に対して疑念を持っているんですけれども、この入札の中で、1億円安くして札を入れた竹中工務店が失格をしています。私は、定例監査の中でも言及いたしまして、これはおかしいんじゃないかと。竹中工務店が1億円安くやると言うなら、何も1億円安くやらせればいいんじゃないかと、こういう主張をいたしました。

これからもこれは、この入札制度について、会津美里町の町長が贈収賄事件で逮捕されて失職をいたしました、この最低制限価格がくせ者なんですね。これは、この数字さえ分かれば談合なんかやる必要ないんです。談合には、今、厳しい処罰がありますからね。こういう方式でやっている自治体は、改めなければならないというふうに考えています。

次に、会期日程の第4は、議案第6号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これはお手元の資料のとおり、新しく職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正するというので、文言の改正などを中心に、以下のような内容で審議をされ、可決をされています。

次に、日程第5の議案第7号は、須賀川地方保健環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、これも改めまして、100分の127.5を100分の125という超勤手当の改正がございまして、これも承認をされております。

会期の第6は、議案第8号 職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、これも以下のように通勤手当などの改定がございました。これも承認をされました。

次に、会期日程第7は議案第9号 須賀川地方保健環境組合議会会議規則の一部を改正する規則ということで、欠席などの扱いです。その届出を、分限の成立と同時に、今まで以上に、出産などで出席できないときの届出などについて改めるような規則の改正が行われました。

以上の議案が、提案どおり可決、承認をされましたことを報告したいと思います。
以上です。

○議長（古川文雄君） 次に、公立岩瀬病院企業団の報告を求めます。

8番、大河原正雄君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○8番（公立岩瀬病院企業団議会議員 大河原正雄君） おはようございます。

公立岩瀬病院企業団議会の報告をいたします。

令和3年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会議事日程、令和3年3月29日月曜、午後2時開会。

議事日程第1号。

なお、会期の決定であります、本日1日限りであります。

会議録署名議員の指名は、須賀川選出の議員が2名であります。

議案第1号 専決処分承認を求めることについて。

議案第2号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

議案第3号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例。

議案第4号 令和3年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算。

なお、この4つの議案、いずれも可決、承認をされております。

なお、今までの宗形企業長が、今限りで退任をされることになりました。また、新しくできる公立岩瀬病院の中の診療科の院長を継続して、これからも頑張っていきたいという報告がありました。

以上で公立岩瀬病院企業団議会の報告を終わります。

○議長（古川文雄君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（古川文雄君） 日程第4、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第8回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、2019年に、中国湖北省武漢市において発生したと言われる新型コロナウイルスは、瞬く間に全世界に広がり、特に欧米を中心に拡大の一途をたどり、現在はインドを中心

に感染が広がっております。

統計によりますと、6月1日現在、世界の感染者は1億7,100万人、死者数は3,500万人を超えております。感染者数が最も多いのはアメリカで3,300万人を超え、次いでインドの2,800万人を超えております。国内では累計の感染者数が74万人、死者数は1万3,000人を超えております。

急速な感染拡大地域においては緊急事態宣言が発令されており、先月末までとされた期間については、終息のめどが立たないことから、今般、20日間延長されたところであります。また、2月に成立した改正新型コロナ特措法により、新たに設定されたまん延防止地域の指定についても、都道府県で期間の継続や延長がされております。

福島県内の状況は、先月に1か月の感染者数が過去最高の1,000人を超えました。福島県独自の非常事態宣言は先月末に解除され、現在は若干の落ち着きを見せておりますが、まだまだ予断を許さない状況が続いております。

町内では、昨年暮れに初めて感染者が発生して以来、16人の感染が確認されておりますが、ここ2か月ほどは感染者の確認はありません。これも、町民の皆様の自制と協力のたまものと感謝しております。

ただし、現在、国内で流行しているウイルスは、変異株と言われる感染性の非常に高いものとされております。このことから、町民の皆様におかれましては、基本的な対応策である手洗いやうがい、アルコール消毒などを徹底して励行していただきますよう、お願い申し上げます。

感染拡大終息の切り札の一つと言われているワクチンについては、世界的に、欧米を中心に昨年末から接種が開始されました。我が国では、3月から開始するとされた65歳以上の高齢者への接種は大幅に予定が変更されましたが、町内でもようやく今月から集団接種を皮切りに、町内医療機関でも接種が始まります。

高齢者の皆様にあつては、かかりつけ医との相談の上、できる限り接種いただき、個人の感染リスク低減はもとより、集団免疫獲得のため、ご協力をお願いしたいと思います。

次に、健康福祉センター整備事業につきましては、分散化や老朽化した町公共施設の機能更新、住民サービスの利便性の向上、保健・福祉機能の集約を図るため、基本設計業務が完了しました。今後は、実施設計の業務を進めるとともに、ソフト事業の検討を建設事業委員会などの意見を聞きながら、事業の早期完成を目指して、関係機関との協議などを進めてまいります。

続いて、今年4月に発生した凍霜害につきましては、4月11日と27日に発生し、町内のリンゴ、桃、梨などに被害がありました。被害は町内全域であります。特に高久田地区がひどく、被害額は約7,000万円と推計されておりますが、中でも桃の被害は、そのうち5,200

万円となっており、被害甚大となっております。町でも、県の対策に歩調を合わせ、できるだけ早期に、被害農家の支援対策事業を実施していきたいと考えております。

今年2月に発生した福島県沖を震源とする地震のり災証明書の発行については、順次調査を行っており、5月31日現在で、り災証明書809件、被災証明書114件の合計923件の証明書を発行しているところであります。

今般、鏡石町にも被災者生活再建支援法が適用されたことによりまして、町では、被災された方々の生活再建に向け、県の基金を活用した支援金を支給するための受付をしております。

このほか復旧事業関連では、被害のあった道路等につきましては、国による災害査定が4月に行われ、間もなく復旧工事を発注する予定です。公共下水道管渠被害も4月に、町民プールすいすいは5月に、農業用施設災害の梨池は6月初めに、国の災害査定が行われました。これらにつきましては、施設の利用状況に合わせて、できるだけ早期に復旧工事を発注する予定です。

また、地震による被災者支援策としましては、住宅応急修理制度を実施しておりましたが、さらに、福島県と町による一部損壊の被災住宅修理事業を追加し、住まいに係る支援をしているところであります。さらに、この地震より発生した災害ごみ等の処分につきましては、3月末で完了したところであります。

今後は、り災証明で半壊以上となった被災家屋について、所有者の申請に基づき、公費及び私費による解体・撤去等の準備を進め、被災者の生活再建の支援を図ってまいります。

東日本大震災から、3月で10年の節目を迎えました。建物や道路などのハード面の復旧は終了し、風評被害などのソフト面の対策はまだまだといったところであります。そのような中で、福島第一原子力発電所事故により発生したトリチウムを含む処理水の海洋放出決定については、国民及び福島県民への十分な理解が得られているとは言い難く、長年の風評被害対策が無駄にならないよう、国や東電に対して、関係各所への補償や風評被害対策の実施を求めるものであります。

1年延期となっていました東京2020オリンピック聖火リレーが、3月27日に須賀川市内で行われました。鏡石町ゆかりのランナーとして関蒼さんが、円谷幸吉メモリアルパークからJA夢みなみ前までの間、聖火を手にし、沿道からの大きな拍手を受けながら次のランナーに聖火をつなぎました。7月23日に開会される東京2020オリンピックが、無事開催されることを期待するところであります。

令和3年福島県沖地震で被災した羽鳥用水路については、110か所の目地開きや水密試験により基準に満たない箇所を補修を行い、予定どおり5月14日に通水し、町内の田植え作業が無事に実施されております。

ここ数年の通水日は、羽鳥ダムの貯水量が下がっていることから、例年よりも遅い設定でありました。貯水量が回復しなければ、土地改良区では1週間程度の断水も計画されており、日照時間の確保とともに、梅雨の時期も含めた一定量の降水によりまして、秋には、豊作の実りを期待しているところであります。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種事業としましては、国が定めた接種順位に基づき接種の準備を進めておりますが、町においては、国から配分される集団接種用の初回のワクチンの供給数が少なかったこと、その後の供給数が不確定であったため、高齢者施設でのクラスター防止を優先し、入所者へのワクチン接種を実施したところです。

町内の高齢者全員分のワクチンについては、今月末までには供給されることになり、9日から鳥見山体育館での集団接種を実施してまいります。また、町内医療機関での個別接種も9日から始まりますので、町内医療機関とも連携しながら、町民へのワクチン接種を円滑に進められるよう全力で取り組んでまいります。

現在の予約状況は、鳥見山体育館で行われる集団接種が1,733人、町内の医療機関で実施される個別接種が1,095人、町内の高齢者施設入所者に対する接種が122人となっております。町内接種対象高齢者は5月1日現在で3,674人ですので、予約上の接種率は80.3%となっております。

このほか、新型コロナウイルス感染症対策としては、上下水道料金の支払いが困難な使用者に対する納期延長の緊急措置を実施しております。また、屋内運動施設の利用を回避し健康増進が図られるよう、繰越事業で整備を進めておりました鳥見山公園への健康器具の設置工事につきましては竣工いたしました。

このような状況の中でも、本年1月10日に予定し延期していた令和3年成人式は、先月2日に開催することができました。新型コロナウイルス感染症対策として、式中のマスク着用、座席の間隔を空け、ソーシャルディスタンスを確保するなどの万全の対策を講じ、簡略化を図り挙行することができました。当日の参加者は、コロナ禍の影響から例年よりも少ない状況でありましたが、83名の新成人が参加され、厳粛に式に臨まれました。参加された新成人や保護者からは、このような状況下の中、式を行っていただき大変よかったとの声が聞こえております。

令和元年台風19号の甚大な被害を踏まえ、国は、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトを進めており、当町成田地区のほか、玉川村、矢吹町3町村の阿武隈川沿岸に遊水地整備計画が発表されました。先週、説明会が開催され、事業計画の詳細（案）が示されました。本事業は、成田地区の治水対策に不可欠な事業であるとともに、阿武隈川水系全体の治水対策として重要な事業でありますので、町としましては、国・県、関係者などと協議をしながら、水

害に強い町づくりを目指していきたいと思います。

原子力災害対策関連事業としては、自家消費野菜等を放射能簡易測定センターにおいて、引き続き希望者への検査を行っております。町民の安全・安心な日常の食生活の確保に努めてまいります。なお、現在までに基準を超えるものは検出されておられません。

平成30年5月16日にグランドオープンしました鏡石まちの駅「かんかんてらす」については、先月、3周年感謝祭を開催し、多くの来場客でにぎわいました。本施設は、にぎわいの創出と町の農産物や特産品の販売、6次化商品の開発、創業支援、そして、鏡石町の観光情報の発信拠点として整備したものであります。来場者は今年3月末までに約3万3,400人を数え、2,400万円を上回る農産品や加工品などを売り上げています。今後は、商品開発や売上げの向上を目指すとともに、気軽に訪れ、観光や町の情報を得られ、町民の皆さんに親しんでいただけるようなイベントや施設運営に努めてまいりたいと考えております。

観光の振興として、あやめ祭りを今月19日と20日の2日間、鳥見山公園を会場に開催を計画しておりましたが、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむなく開催を断念したところであります。しかし、町内外の皆さんに、鳥見山公園内の4万本のあやめなどを楽しんでもいただくことを目的に、あやめシーズンに合わせた形で、6月19日から7月4日まであやめの鑑賞期間を設定しまして、広くPRに努めてまいります。

子育て支援関係事業として、のびのび子育て応援券支給事業につきましては、次世代を担う子供の健やかな成長などを目的に、出生された新生児の保護者に商品券を給付しているもので、3月末までに70件の給付を行ったところです。

また、オリジナル結婚記念証作成事業につきましては、婚姻を祝福するとともに、鏡石町の魅力発信を目的として、令和2年度については、婚姻の届出をした48組のカップルに記念証及びフォルダーを発行したところです。

令和元年度から事業を開始したブックスタート事業では、5月19日に実施しました9・10か月児健診において、9人の赤ちゃんに、本年度最初の絵本の贈呈が行われたところです。絵本を介して、赤ちゃんと保護者がゆっくり向き合い、楽しく温かい時間を持っていただくことで、赤ちゃんが健やかに成長できることを望んでおります。

新規事業である、産前産後あんしんヘルパー派遣事業については、4月から受付を開始しており、妊娠中や産後の体調不良などで、家事や育児の支援を必要とするご家庭に対してヘルパーを派遣し、家事や育児のお手伝いをするにより、子育て家庭の育児への不安や負担の軽減を図ってまいります。

駅に降りてみたくなる事業としての駅東口整備事業については、昨年度、JR東日本から購入しました土地を臨時駐車場として整備しました。今年度については、整備計画の工区分けをし、一部の工区の実施設計を間もなく発注する予定であります。

通りを歩いてみたくなる事業として取り組んでいる花いっぱい運動については、昨年同様、一斉定植とせず、新型コロナウイルス感染症拡大防止として、各行政区の実情に合わせながら実施することとしております。町内各所に花を植え、心豊かな潤いのある町づくりと連帯感あふれる地域社会の形成に努めてまいります。

住んでみたくなる事業として、結婚新生活支援事業及び若者定住促進奨学金返還支援事業につきましては、制度のPRに努めてまいりたいと思います。

次に、第5次総合計画に基づく5つの行政分野別目標の事業について申し上げます。

1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」として、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現するため運用されておりますマイナンバー制度につきましては、現在も順次交付事務を進めているところであります。

町は、6月2日現在2,805人の方へ交付いたしました。このカード交付については、厳格な本人確認とセキュリティーの面から暗証番号の設定などを行う必要があるため、カード受け取りまで、ある程度の期間を要することをあらかじめ周知申し上げているところです。また、カードの電子証明の更新期間が5年であることから、カード作成後5年を経過した人のカード更新についても随時対応しているところです。

収納率向上対策事業につきましては、収納グループを中心に、全庁を挙げての収納体制を強化しているところであり、令和2年度の税収納率は4月末現在、対前年比で1.10ポイントの増となっております。新型コロナウイルス感染症の影響により、臨戸徴収などが制限される中ではありますが、住民サービスの提供の責務を果たすため安定的な歳入の確保は極めて重要であり、さらには納税者間の公平性を確保するため収納の強化に努めてまいりたいと考えております。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」として、第二小学校整備事業につきましては、昭和58年度に移転開校した第二小学校においては、施設の老朽化が顕著になっております。教育環境の改善として、昨年度からの繰越事業でトイレ改修工事と照明器具のLED化・内装改修に向けた実施設計を進めております。トイレ改修工事については、間もなく工事の発注となる予定であり、本年中の完了を目指しております。また、照明及び内装改修工事については、実施設計が完了次第、改修工事に向け準備を進めてまいります。

児童国際化推進事業につきましては、今年度から新たに町直接で外国人教師1名を配置したところであります。この配置により、今まで以上に各学校での授業などの機会を図り、町内の子供たちが国際感覚を養い、日常生活の中で外国語に親しまれるようになることを期待しています。

指導主事設置事業につきましては、学校教育の充実を図るため、3人目となる新たな割愛

指導主事を迎え、各学校の教育課程、学習指導、学校教育に関する専門的な事項について、教職員への指導助言等を積極的に行っているところです。

各小学校及び中学校の水泳授業については、鏡石中学校の5月19日からの町民プールでの実施を皮切りに、9月中旬までの間で、各校9回から12回の回数で実施を計画しております。天候や季節に左右されることなく、水泳授業ができるように取り組んでいるところであります。

情報化教育推進事業につきましては、GIGAスクール構想に基づき、昨年度導入した1人1台タブレット端末の活用については、新学習指導要領に基づき、児童生徒の情報化教育を推進していきたいと考えております。この構想は、今年度が初年度となることから、教職員を対象とした研修などを行い、スムーズに授業のできる活用が図られるように取り組んでまいります。また、教職員の多忙化解消のため、校務支援システムについても、引き続き利活用に向け、各学校と連携を図っているところです。

幼児教育の充実については、共働き家庭の増加や就労形態の変化により、保育が必要な幼児が増加していることから、子育て支援として3歳児保育などを行っています。さらに、幼稚園児の保護者に対する食育推進奨励金を支給し、経済的負担の軽減、園児の健全育成、食育の向上を図ってまいります。

学校支援地域本部事業「学校応援団」については、地域の人々が個々の能力を生かし学校を支援することにより、地域教育力・コミュニティーの再生を図るため、地域コーディネーター2名を配置し、地域で学校を支援する組織体制を推進しているところであります。

町体育協会の総会や生涯学習文化協会の総会などについては、各団体とも書面での総会実施となったところであります。新型コロナウイルス感染症の対策を講じながら、また、感染状況を勘案し、工夫を凝らしながらできる範囲で各種事業の実施を計画しているところであります。今月5日と6日には、初夏の文化祭のメインであります展示部門が開催されました。その他の各種団体においても、自主的な運営の下、創意工夫を凝らした事業が展開されるものと期待しているところです。引き続き、新型コロナウイルス感染症の収束を願いながら、生涯学習機会の拡大及びスポーツの振興を図ってまいります。

社会体育施設整備事業としては、陸上競技場トラック改修に係る設計業務を発注したところであり、令和4年度以降の改修に向け計画的に事業を推進してまいります。

町民保健と健康づくりの支援につきましては、現在がん検診、総合健診及び人間ドックなどの各種健診事業実施に向けた事務作業を進めているところであります。

高齢者食生活改善事業である「健幸食生活応援事業」においては、引き続き管理栄養士や保健師による高齢者訪問や栄養教室においては、これまで18件の高齢者宅の訪問を行ったところであります。さらには、幼稚園・保育所、学校での食育教室に取り組み、子供の頃から

の正しい食習慣の形成を支援してまいります。

郡山女子大学との連携事業として、昨年度実施しました食生活実態調査の結果による町の健康課題である塩分摂取量の改善のため、「減塩」をテーマとした健康教室を6月から全3回開催し、町民の健康維持や生活習慣病の予防に努めてまいります。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」につきましては、まず、百歳賀寿事業であります。満100歳を迎えた鏡沼の安藤ヤエ子さんへの町からの賀寿贈呈式は、5月20日木曜日、特老ホーム牧場の朝で開かれ、長寿をお祝いいたしました。

児童福祉の充実につきましては、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、つどいの広場、放課後児童クラブ、保育所の運営支援、認定こども園運営支援など、総合的な子育て支援策の推進に努めているところでありますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、低所得の子育て世帯のうち、ひとり親に対する子育て世帯生活特別給付金は、福島県から5月に直接給付されました。ひとり親以外の子育て世帯生活特別給付金については、本定例会に補正予算計上しておりますので、ご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

認定こども園整備事業における岡ノ内幼稚園の園舎増改築については、国・県の補助事業として、令和2年度から3年度の2か年で事業に着手しました。令和4年4月開園に向け、2か年目の事業が順調に進められております。

今年度新規事業として取り組んでおります保育人材確保支援事業につきましては、町内保育施設の新任保育士の人材確保、待機児童解消のために就職した保育士への支援を実施してまいります。

今年度の国保税額の算定につきましては、前年分の被保険者の所得税確定申告などによる所得額が確定したことに伴い、新たに税額を試算いたしました。税率を据置きすることとして、先月20日の国保運営協議会において、原案のとおり答申をいただいたところであります。

次に、なりすまし詐欺や悪質商法など、私たちの消費生活をめぐるトラブルが大きな社会問題となっていることを受け、天栄村との広域事業として平成27年度から取り組んでおります消費生活相談事業につきましては、今年度は既に8件の相談があり、内容については相続や地震関係の問合せとなっております。

今後は、最近増加しているネット取引問題を含め、県の消費生活相談センターとの連携協力の下に相談者の問題解決に当たり、被害の未然防止を図ってまいりたいと思います。

4つ目の「新しい産業を开花させ、活力あふれる鏡石をつくります」として、水田農業の推進については、農業の振興として進めている農地再生プロジェクト事業について、かがみいし油田計画に基づき昨年搾油した菜種は、展示圃場・油田計画賛同者の圃場と併せて、昨

年は1,678キロの搾油量がありましたが、今年度は、一部搾油せず、種子として販売した分を除いた653キロの搾油がありました。なお、これらは、学校給食に利用されたり、かんかんてらすで販売されたりして、安全安心な菜種油として地産地消に寄与しておりますが、今後は、健康増進の効用のPRや販路拡大を目指していきたいと考えております。

水田フル活用推進事業については、今年も経営所得安定対策の営農計画書の受付を3月から4月にかけて実施したところ、149名から営農計画書の提出がありました。その対象となる水田面積は約503ヘクタールで、全水田面積の約48%が経営所得安定対策の対象となっております。引き続き、米価の安定と農業所得の安定に向けて、水田フル活用ビジョンに基づく各種取組の推進を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染急拡大を受け、県は、5月14日から31日まで県内全域を対象とした県独自の非常事態宣言の発令がありました。これによりまして、酒類などを提供する飲食店への営業時間短縮要請があり、協力した事業者へは県より1日当たり2万5,000円から7万5,000円の協力金や、飲食店以外にも、売上減一時金として要件を満たした中小事業者を対象に一律20万円を支給する支援策が示されました。町としましても、県の動向をしっかりと見極めて、町商工会とも緊密な連携を取り、対応してまいりたいと考えております。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」として、鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、繰越事業として施工しておりました東町鳥見山公園道路築造工事につきましては竣工いたしました。

今年度の幹線道路網の整備事業では、社会資本整備総合交付金の内示がありましたので、今後、昨年度からの繰越事業と併せて工事を発注する予定であります。

上水道第5次拡張事業につきましては、現在、新浄水場建設工事を継続して進めており、昨年度末までに管理棟をはじめとした建築工事がおおむね完了し、予定どおり進捗しております。本年度は、配水池、調整池、電気機械整備工事などを順次進める予定であります。そのほか、本年度の拡張事業計画につきましては、水源地改修工事、導水管及び配水管布設工事を発注し、工事を進めています。

公共下水事業においては、社会資本整備総合交付金事業により駅東第1土地区画整理事業第3工区の下水道管渠築造工事、下水道施設の長寿命化対策を計画しており、また、農業集落排水事業では、農山漁村地域整備交付金により下水道管渠の敷設替工事を計画しており、今年度予定している工事の発注準備を進めています。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第26号から報告第45号は、年度末における税条例と一般会計及び各特別会計における前年度の整理予算の専決のほか、継続費及び繰越明許費の繰越計算書で、合わせて20件の報告であります。

議案第167号 固定資産評価審査委員会委員の選任つき同意を求めることにつきましては、固定資産評価審査委員会委員の任期満了につき、委員1名が退任されることから、新任委員の選任につきまして同意を求めるものであります。

諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員の任期満了につき、委員1名が退任されることから、新任委員の推薦について意見を求めるものであります。

議案第168号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、18歳未満の児童で高等学校等に在籍していないことにより、18歳に達した日の属する月以降は助成が受けられないとしていたひとり親家庭の父母について、児童が18歳に達する年度末まで医療費の助成を受けることができるため、対象児童の要件について改正するものであります。

議案第169号 令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）につきましては、子育て世帯生活支援特別給付事業としまして、関連経費813万6,000円、社会資本整備総合交付金事業内示に係る関連経費が6,428万8,000円、2月13日発生の福島県沖を震源とした地震の災害復旧事業として、児童館、中学校、鏡石駅東西自由通路などで5,827万円など、総額1億3,343万6,000円の増額補正予算であります。

議案第170号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、社会資本整備総合交付金事業内示に伴います区画整理地内の道路築造事業の単独事業から補助事業の組替えで830万円の増額補正予算であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、承認、同意、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄君） ここで換気のため5分間休議いたします。

休議 午前11時03分

開議 午前11時08分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎報告第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第5、報告第26号 鏡石町税条例等の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、倉田知典君。

〔税務町民課長 倉田知典君 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典君） ただいま上程されました報告第26号の専決処分した事件の承認につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書1ページをお願いします。

このたびの専決処分につきましては、鏡石町税条例等の一部を改正する条例の制定について、上位法であります地方税法の一部を改正する法律が、令和3年3月31日に公布施行されましたことに伴う一部改正であり、専決第18号として、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

このたびの主な改正につきましては、1点目が、個人の町民税の寄附金税額控除によるものです。特定公益増進法人等に対する寄附金について、出資業務に充てられることが明らかでない場合には控除対象外とするものでございます。

2点目は、給与所得者及び公的年金等の受給者の扶養親族申告書等に関する規定です。給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書、退職所得申告書について、一定の要件を満たす場合には電子提出による税務署長の承認を不要とするものです。

3点目は、令和3年度から令和5年度まで、固定資産税の特例に関する規定です。評価替えに伴い、土地の価格に係る特例措置及び宅地等に係る負担調整措置を継続するものです。

4点目は、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用期限の延長です。東日本大震災で住宅が損壊し、土地のみとなっている場所についての特例を、令和8年度まで延長するものです。

5点目が、軽自動車税の種別割及び環境性能割の適用期限の延長です。環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減について、適用期限を令和3年12月31日までに取得したものを9か月延長するものです。

6点目が、新型コロナウイルス感染症等の影響による住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期限の延長です。住宅ローン控除13年の特例において一定の期間内に契約した場合、令和4年度末までの入居を対象にするものです。

7点目は、これらの改正に係る施行時期及び経過措置などのための附則の改正でございます。

議案書2ページをお願いします。

議案書2ページから5ページまでの中段までが改正の第1条でありまして、現行の町税条例を改正するものです。

第24条第2項につきましては、令和2年度に改正した令和6年度以降の個人住民税において、法の施行地に住所を有し、均等割のみを課す者において、扶養親族の内容について、年

年齢16歳未満の者及び控除対象扶養を対象とする者でございます。

第32条につきましては、法改正で廃止されたため削除するものです。

第34条の7につきましては、公益増進法人の業務に関連する寄附金の税額控除について、寄附金の範囲を、出資する業務に充てられることが明らかなものを除くものと限定するものです。

第36条の3の2、第36条の3の3、第53条の8及び第53条の9につきましては、法改正に伴う項ずれの整理、追加並びに給与所得者及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書等に関するものです。給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書、退職所得申告書について、一定の要件を満たす場合には、電子提出に係る税務署長の承認を不要とするものです。事業主が求めた場合には、町は、電子申請システムを経由して電子的に送付できる措置でございます。

議案書3ページ中段をお願いします。

第81条につきましては、環境性能割の税率区分が法改正により見直しされたため改正するものです。

附則第5条につきましては、法改正に伴う町民税所得割の非課税の範囲に係る扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る改正でございます。

附則第6条につきましては、法改正に伴う、特定一般用医療品等購入費を支払った場合の控除、令和4年度から令和9年度分に、個人の町民税を5年間延長するものでございます。

附則第10条の2につきましては、法改正に伴う項ずれの措置及び新型コロナウイルス感染症の支援の一環として、計画に基づき、新規所得資産の固定資産税の課税の特例対象に、新たに事業家屋と償却資産構造物が追加されるものでございます。

附則第11条から議案書4ページの附則第15条までにつきましては、法改正に伴う項ずれの措置、文言整理及び特例期間の延長措置でございます。

議案書4ページでございます。

附則第15条の2につきましては、法改正により、環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減について、適用期限を、令和3年12月31日までに所得したものを9か月延長するものです。

附則第15条の2の2につきましては、法改正に伴う項ずれの措置でございます。

附則第16条及び議案書5ページの附則16条の2につきましては、法改正に伴い項ずれの整理及び軽自動車の種別割の税率を燃費性能等により軽減するグリーン化特例について、令和3年3月31日までの特例を令和5年3月31日までに延長するものでございます。

附則第22条につきましては、東日本大震災で住宅が損壊し土地のみとなっている場所についての固定資産税の減免措置が、法改正により、令和8年まで5年間延長されるものでござ

います。

附則第26条につきましては、新型コロナウイルス感染等の影響により、個人住宅借入金等の特別税額控除の適用期限を法改正により延長するものです。住宅ローン控除の控除期間13年の特例において、一定の期間内に契約した場合、令和4年度末まで入居者を対象にするものでございます。

議案書5ページ下段から第2条改正でございまして、こちらは、令和2年度制定の鏡石町税条例の一部を改正する条例の一部を法改正に合わせて改正するものでございます。

第2条につきましては、法改正に伴う項ずれの整理でございます。

議案書6ページをお願いします。

附則の第1条につきましては、施行期日を定めるものでございまして、条項により施行期日が異なるため、第1号から第4号までそれぞれ施行期間を定めるものでございます。

附則第2条は町民税に係る経過措置、議案書7ページの附則第3条は、固定資産税に関する経過措置及び議案書8ページの附則第4条は、軽自動車税に関する経過措置となっております。

以上、上程されました報告第26号 鏡石町税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第26号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第6、報告第27号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第14号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） 議案書9ページをお願いいたします。

ただいま上程されました報告第27号 専決処分した事件の承認につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第14号）といたしまして、令和3年3月31日付をもって専決処分したものでございます。

10ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、年度末の事業費確定によります令和2年度予算の整理をしたものであります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7,126万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億9,516万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、本議案書に記載のとおりでございますが、内容がかなりの分量になっておりますので、各目ごとに、補正後の増減が100万円を超えるものについてご説明をさせていただきたいと思っております。

18ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小林議員。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 十何項目ですか、ちょっと質疑したいと思っております。

先ほどの増額、減額につきまして、具体的な内容とか理由がちょっと説明されないところがあるんですね。だから、それをお聞きします。

まずは、21ページです。21ページの8款1項1目環境性能割交付金、これの608万9,000円の減額、その理由等です。

それから29ページです。これの、2節の林業費補助金の3番ふくしま森林再生事業。これは支出のほうにも、59ページにもありますけれども、この減額の理由です。

それから37ページです。これの5目財産管理費、これの右側の12節委託料で一番下の駅東口整備実施計画作成業務委託、これの減額の理由です。

それから、下の7番の企画費の下から3行目の消耗品費342万3,000円、これの減額の、これ具体的に教えてもらいたいです。ただ消耗品が減額とか言いますけれども、その中身です。

それから39ページ、これの9番の諸費ですけれども、これの防犯灯新設工事の132万6,000円の減額、これにつきましては請け差等あるんでしょうけれども、ほかに必要な箇所ですか、それはなかったのかということです。

それから45ページです。これの22節の説明の一番下、障がい者福祉計画等策定業務委託の減額、これは全体は幾らで、減額の率ですか、どのくらいなのかなど思っております。

それと同じく一番下、5目、この計画策定業務、これも同じく136万6,000円の減額、これにつきましても同じような質問です。

それから53ページの5目上水道事業会計繰出金、これで291万5,000円の減額になっていきますけれども、現在、上水道事業会計ですか、これは非常に容易でない状況だと思っております、第5次拡張事業等ありますので。それで、これの算出基礎というのがあるんですか、減額したんですけれども、算出基礎があって減額したのかどうかです。

それから57ページ、これの上のほうの説明で振興備品です。18節になりますけれども、振興備品の386万7,000円の減額、これの理由です。

それから59ページの一番上ですけれども、これは歳入もありましたけれども1,171万8,000円の減額。全協で聞いたかなと思うんですけれども、一応、本会議でもお聞きします。

それから、61ページの1目の道路維持費です。その12節委託料で右側の説明で緊急作業委託164万の減、これは補修なのかどうかちょっとお聞きしたいのと、補修箇所ですか、ちょっと悪いところかなりあると思うんですけれども、何で減額したのか、その理由です。

以上です。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏君 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏君） 5番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず1点目が、21ページの8款環境性能割交付金でございますが、こちらのほうにつきま

しては、町のほうで積算しているわけではございませんで、国のほうから、環境性能の税金を取ったものに対して交付されるものであります。

当初の予算の予定として1,000万ほど予定しておりましたが、こちらのほう、課税の期限が、昨年10月からちょっと半年ほどずれたというふうな話聞いておりますので、国のほうの収入金が減ったことによりまして、町のほうに来る金額が減ったというふうに認識しております。

続きまして、次が、歳出のほうの37ページになると思います。

37ページの中段ですね。財産管理費の中の駅東口実施計画作成業務委託ということで、こちらのほうにつきましては、実施計画、要するに、実施設計を組もうとしていたところなんですけど、JRとの協議が関係しまして、JRと協議の中で、実施設計とかよりも、先に計画をちょっとつくってほしいというような形になりましたので、計画策定のほうを優先したため、こちらのほうを落としたというような形でございます。

続きまして、その下、301の地方創生臨時交付金事業の中の消耗品費の342万3,000円の減額につきましてですが、こちらのほう、301の地方創生臨時交付金事業というものは、女子大との商品、産品開発に取り組むというような形でございましたが、こちらのほう、コロナの関係でなかなか事業が進まずに、消耗品につきましては、試作品の数多く試作しなくちゃいけないということで、試作品の関係の消耗品のものができませんでしたことによるものでございます。

続きまして、39ページの防犯灯の新設工事ということで、こちらのほうにつきましては、現状として新設工事という工事になりますと、おおむねポールを立てるというような形で、LEDの防犯灯そのものにつきましては計画の中で委託かけておりまして、更新事業を進めている中で進めておりますので、こちらのほう、工事費としましては132万6,000円を落としましたが、工事としましては9万4,000円の1基分の工事しかありません。ですから、こちらのほう、新設工事の依頼があったときに、ポールを立てなくちゃいけないという状況のときのみ、こちらのほうの工事を執行するという形でございます。

ちなみに、昨年につきましては18基ほど新設という形で、そのほかは、既存のものを入れ替えているというような形でございます。

以上が総務課分の部分になると思いますので、以上で答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（古川文雄君） 産業課長。

〔産業課長 菊地勝弘君 登壇〕

○産業課長（菊地勝弘君） ただいまの質疑に対しまして答弁申し上げます。

まず、産業課の所管としまして、議案書の29ページと、あと歳出も絡みます歳出でいいま

すと57から58ページにかけましてのふくしま森林再生事業、こちらにつきましては、ふくしま中央森林組合に業務委託をしまして、その予算額4,119万円でありましたが、実施した結果、実績に伴いまして、実績額が2,947万2,300円となったことから減額するものでございます。

内容としましては、森林の詳細調査ということで、放射能の線量測定並びに枝葉等の処理、そちらが3.47ヘクタール、また、間伐が0.08ヘクタール、更新伐が3.27ヘクタール、植栽が0.91ヘクタール、道路の整備ということで、作業道ということで約900メートルの作業道を造っております。そういったもろもろの実績に伴いまして、契約額が安くなったということでございます。

続いて、議案書の57ページの振興備品、こちらの内容でございますが、こちら、菜種の刈取り関係のコンバイン並びに乾燥機、そういったもろもろ6種類の機械を購入しております。こちらに関しましては請け差でございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 小林 誠君 登壇〕

○上下水道課長（小林 誠君） ただいまの質疑にご答弁申し上げます。

53ページの上水道事業会計繰出金でございますが、こちら、鏡石浄水場の建設工事に伴います基幹事業の耐震化事業につきまして、一般会計のほうで4分の1の借入れをしまして、その元利償還に対しまして交付税措置されるというようなものでございます。

こちら、減額の理由としましては、当初、事業費を7億989万円で予定しておったんですが、実績としまして6億7,365万円になったということでの減額でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 議事の都合により、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時59分

開議 午後 1時00分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 小林議員のご質疑にご答弁申し上げます。

議案書45ページの中段、障がい者福祉計画等、あと下段の介護保険等計画策定につきましては、2つとも契約に伴う請け差でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 吉田竹雄君 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄君） 質疑にご答弁申し上げます。

61ページの道路維持費の委託料164万円の減額の理由でございますが、これにつきましては、除雪作業業務の委託実績によります減でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

5番、小林政次君の再質疑を認めます。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） もう一度、再質疑いたします。

39ページの防犯灯新設工事ですけれども、先ほどポール1基分ということですか、あとLEDかな、それはかなりやっているということでございますが、これは、各地区から要望が出ますよね。それは、もうこの1基で満たしているのかどうか。

それから、夜、車で歩ってみると、ちょっと暗いところもあるんですね。電柱1本置きならばいいんです。2本置きとか、あと、ないところもあるんで、そういうところはどのように考えているのか。

あとは、45ページの業務委託関係。簡単な答弁でしたけれども、請け差は分かっているの、聞いたのは全体で予算かな、それが幾らで、あとこれの減額分はどのくらいですかというのを多分聞いたと思うんですけれども、もう一度、答弁願います。

○議長（古川文雄君） 5番議員の再質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏君 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏君） 5番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

39ページの防犯灯の関係でございますが、防犯灯につきましては、毎年、毎年、行政区を通じて要望箇所を9月頃にいただきまして、翌年度の当初予算に反映できるものは反映しているのが現状でございます。

LED化を進めておりまして、全部、取りあえず町内にある防犯灯につきましてはLED化が進められております。

先ほどの暗いところという話になりますと、一応、個人的な要望も含めまして、区長を通じて要望していただくようになっております。さらには、昨年、町政懇談会というか、各地区回ったときに要望をいただきまして、そちらでいただいているものについては、現状としては全部設置しているというのが現状ですので、暗い箇所につきましては、区長を通じまして要望していただくようにしているところでございます。

以上です。

○議長（古川文雄君） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 5番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

議案書の45ページの障がい者福祉計画につきましては、予算につきましては490万6,000円でございます。契約額につきましては230万7,800円でございます。この差が、259万8,000円につきまして、請け差ということで今回減額させていただくものでございます。

下段の介護保険等の計画につきましては、予算につきましては300万円でございます。契約につきましては163万3,500円でございます。差の136万6,000円につきましては請け差でございますので、これも同じく今回減額させていただくものでございます。

以上を答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 小林さん、いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 11番ですが、3点ほどお尋ねをいたします。

まず、34ページの総務費、一般管理費の中で説明欄で最後です。地方路線バス運行維持対策事業が232万5,000円の減額になっているんですが、これはどういう理由なんでしょうか。利用者が増えたとか、何かその辺を説明してください。

あと、66ページの教育振興費ですが、これも333万2,000円ほど減額になっているんですが、説明欄で会計年度任用職員の報酬の減額が123万2,000円あるんですが、これは1年分としては半端だし、何か月分で、どういう理由でこれが減額になったのかをお尋ねいたします。

もう一点は、72ページの施設管理費693万5,000円の減額の中で、説明欄で社会体育施設のトイレ改修工事が105万円ほど減額になっていますが、これはどこの体育施設であり、また、何基改修したのかについてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 橋本喜宏君 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏君） 11番議員のご質疑に答弁いたします。

35ページの下段の地方路線バス運行維持対策事業費の232万5,000円の減額についてのお尋ねでございますが、こちらにつきましては、こちらのほう、企業自体は、国庫金も受けな

がらやって運営しているところでございまして、今般の新型コロナウイルス感染症によりまして、地域間幹線業務確保維持費という国庫補助金がございまして、そちらのほうが増額になりまして、こちらのほうの負担金は、バス会社のほうにそちらが直接送付されたことによりまして、こちらのほうの負担金が安くなったというのが現状でございます。

ちなみに、その路線につきましては童生線の路線でございます。

以上です。

○議長（古川文雄君） 教育課長。

〔教育課長 根本 博君 登壇〕

○教育課長（根本 博君） 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、66ページ、67ページの中の小学校費の教育振興費になります。

こちら、特別支援教育事業ということで、会計任用職員の報酬123万2,000円の減ですが、こちらは第二小学校の特別支援員、当初は3名で予定していましたが、人員の確保の関係で8月から2名体制になった関係上、当初の1名分が減額になったものでございます。

続きまして、72ページになります。

こちら、73ページであります、社会体育施設トイレ改修でございます。まず箇所でございますが、まず鳥見山体育館、もう一つが構造改善センターとなります。

箇所ですが、鳥見山体育館につきましては、男子トイレ2か所、女子トイレ3か所、男子の小便器3か所を洋式化、自動水洗化、さらには、手洗いの自動センサー化を行ったところでございます。また、構造改善センターにつきましては、洋式化として男子2か所、女子4か所、男子の小便器の自動洗浄が4か所、あとは手洗いの自動センサー化等を行ったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第27号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第28号及び報告第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第7、報告第28号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認について及び日程第8、報告第29号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての報告2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、倉田知典君。

〔税務町民課長 倉田知典君 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典君） ただいま一括上程されました報告第28号及び報告第29号の専決処分した事件の承認についての2件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書75ページをお願いします。

まず初めに、報告第28号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、専決第20号として、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分したので、別紙のとおり報告し承認を求めるものでございます。

議案書76ページをお願いいたします。

このたびの令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、年度末の事業費確定による精算であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,414万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,336万円とするものであります。

詳細につきましては、82ページからの歳入歳出事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（倉田知典君） 続きまして、次に、議案書95ページをお願いします。

報告第29号の専決処分であります。本件につきましては、令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきまして、専決第21号として、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分したので、別紙のとおり報告し承認を求めるものであります。

議案書96ページをお願いいたします。

このたびの令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別補正予算（第4号）につきましては、年度末の事業確定による精算であり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ165万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,015万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、102ページからの歳入歳出事項別明細により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○**税務町民課長（倉田知典君）** 以上、一括上程されました報告第28号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）及び報告第29号 鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○**議長（古川文雄君）** これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○**11番（円谷 寛君）** 90ページの一番下に基金積立金というのがありまして、基金積立金が補正なしの2万1,000円というふうになっているんですが、大変少ないような気がするんですけども、今、基金というのは何ぼ積み立ててあるんですか、ちょっとお尋ねいたします。

○**議長（古川文雄君）** 質疑に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 倉田知典君 登壇〕

○**税務町民課長（倉田知典君）** ただいまの11番議員のご質疑につきましてご答弁申し上げます。

まず、ただいまの基金積立金につきましては、こちらにつきましては国保の利子分の部分だけでございまして、現在、国保の基金の金額に対しましては2億4,035万9,103円、こちらになっているところでございます。

以上、答弁といたします。

○**議長（古川文雄君）** ほかにありませんか。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○**5番（小林政次君）** 2点ほどお聞きします。

85ページの第三者納付金ですけれども、この件数を教えてください。

それから、89ページの説明の一番下です。出産育児一時金504万の減額になっていますけれども、これは予算から見ると7割強の減額になっているんですよね。それで、普通はこんなにはないですけれども、これは過大見積りか何かではないんですか。

以上です。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 倉田知典君 登壇〕

○税務町民課長（倉田知典君） 5番議員のご質疑についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の交通事故等の第三者納付金につきましては、1件でございます。

それから、出産育児のほうなんですけど、89ページのほうになりますけど、出産一時金につきましては、確かに当初672万円予算取っておりましたので、実績としましては168万と今回しております。

これらにつきましては、実績としましては1件当たり42万円、これが4件でございます。これらのほかにつきましては、基本的には一般会計、要は社会保険とかそういうところのほうが多かったのかなということで対応いたしました。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告2件の採決を行います。

初めに、報告第28号 令和2年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第28号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

次に、報告第29号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、報告第29号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第9、報告第30号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、柳沼和吉君。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） ただいま上程されました報告第30号 専決処分した事件の承認について提案理由をご説明申し上げます。

議案書107ページをお願いします。

報告第30号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、専決第22号として、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日付で専決処分しましたので、別紙のとおり報告し承認を求めらるるものでございます。

議案書108ページをお願いします。

このたびの令和2年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、年度末における介護サービス等事業費確定による令和2年度予算を整理したものでございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,968万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,024万円とするものであります。

内容につきましては、議案書の114ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 以上、報告第30号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第30号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第10、報告第31号 令和2年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、菊地勝弘君。

〔産業課長 菊地勝弘君 登壇〕

○産業課長（菊地勝弘君） ただいま上程されました報告第31号 専決処分した事件の承認について提案理由をご説明申し上げます。

議案書125ページになります。

本件は、令和2年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決第23号として、令和3年3月31日付で専決処分したものであります。

議案書126ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、年度末をもって事業費が確定したことにより、令和2年度予算を整理したものでございます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ110万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,489万6,000円とするものです。

内容につきましては、132ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長（菊地勝弘君） 以上、報告第31号につきまして提案理由をご説明申し上げました。
ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。
討論を省略し、直ちに採決を行います。
お諮りいたします。
本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。
したがって、報告第31号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決
しました。

◎報告第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第11、報告第32号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整
理事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたし
ます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、吉田竹雄君。

〔都市建設課長 吉田竹雄君 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました報告第32号 専決処分した事件の承
認について提案理由をご説明申し上げます。

議案書137ページをお願いいたします。

本件は、令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第5号）に
つきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決第24号として、令和3年3月31
日付で専決したものであります。

138ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、年度末に事業が確定したことにより、令和2年度予算を整理したものでございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ817万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億430万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、144ページからの事項別明細書により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（吉田竹雄君） 以上、報告第32号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第32号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第12、報告第33号 令和2年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、根本博君。

〔教育課長 根本 博君 登壇〕

○教育課長（根本 博君） ただいま上程されました報告第33号 専決処分した事件の承認に

つきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書149ページをお願いします。

専決処分した事件の承認につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

このたびの専決処分につきましては、専決第25号として、令和2年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分したものでございます。

議案書150ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、年度末に2件の育英資金基金への寄附があったものでございまして、第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ466万9,000円とするものでございます。

歳入歳出の詳細につきましては、156ページからの事項別明細書によりご説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○教育課長（根本 博君） 以上、提案理由をご説明申し上げました。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第33号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第34号及び報告第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第13、報告第34号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認について及び日程第14、報告第35号 令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての報告2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、小林誠君。

〔上下水道課長 小林 誠君 登壇〕

○上下水道課長（小林 誠君） ただいま一括上程されました報告第34号 専決処分した事件の承認について、専決第26号 専決処分書、令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）から、報告第35号 専決処分した事件の承認について、専決第27号 専決処分書、令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）までの2会計の専決処分した事件の承認についてご説明を申し上げます。

161ページをお願いいたします。

専決第26号の専決処分書は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和3年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求められます。

162ページをお開きください。

令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

このたびの補正につきましては、令和2年度事業の確定に伴いまして予算の整理をするもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,316万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億677万8,000円とするものがあります。

内容につきましては、168ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（小林 誠君） 173ページをお願いいたします。

専決第27号の専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和3年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして報告し承認を求められます。

174ページをお願いいたします。

令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

このたびの補正につきましては、令和2年度の事業の確定に伴いまして予算の整理をするもので、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ527万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,241万2,000円とするものがございます。

内容につきましては、180ページの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（小林 誠君） 以上、一括上程されました2議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告2件の採決を行います。

初めに、報告第34号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第34号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

次に、報告第35号 令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第35号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第15、報告第36号 令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） 議案書185ページをお願いいたします。

ただいま上程されました報告第36号 専決処分した事件の承認につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）といたしまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年4月30日付をもって専決処分したものでございます。

186ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、2月13日に発生いたしました福島県沖地震の災害復旧事業及び被災者支援に伴う補正予算であります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億325万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億325万5,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正であります。

188ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。1、追加であります。起債の目的、公共土木施設災害復旧事業費、限度額1,750万円、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

補正予算の詳細につきましては、192ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第36号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

◎報告第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第16、報告第37号 令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分した事件の承認についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、小林誠君。

〔上下水道課長 小林 誠君 登壇〕

○上下水道課長（小林 誠君） ただいま上程されました報告第37号 専決処分した事件の承認について、専決第29号 専決処分書、令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、専決処分した事件の承認についてご説明を申し上げます。

197ページをお願いいたします。

専決第29号の専決処分書は、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和3年4月30日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

198ページをお願いいたします。

令和3年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

このたびの補正につきましては、令和3年2月13日に発生しました福島県沖を震源とする地震によりまして、下水道管及びマンホールの一部に被害を受けたことから復旧工事を行うためのものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ816万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,766万6,000円とするものであります。

また、第2条の地方債の補正は、災害復旧事業債270万円を追加するもので、第2表とするものでございます。

内容につきましては、204ページの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

[以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。]

○上下水道課長（小林 誠君） 以上、提案理由のご説明申し上げました。ご審議をいただき、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第37号 専決処分した事件の承認についての件は承認することに決しました。

ここで換気のため10分間休議といたします。

休議 午後 2時08分

開議 午後 2時17分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎報告第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第17、報告第38号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、橋本喜宏君。

[総務課長 橋本喜宏君 登壇]

○総務課長（橋本喜宏君） ただいま上程されました報告第38号 鏡石町一般会計継続費繰越

計算書につきましてご説明を申し上げます。

議案書207ページをお開きください。

本件につきましては、令和2年6月10日に、令和2年度一般会計補正予算で議決いただきました継続費の逐次繰越につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

208ページをお開きください。

令和2年度鏡石町一般会計継続費繰越計算書でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、町総合計画等策定事業につきましては、令和2年度から2年間で総額2,310万円の予定でございます。そのうち、当初予定としましては、令和2年度中に675万4,000円の支払予定を組んでおりましたが、契約の締結によりまして、支払発生義務が671万円となりまして、その差額の4万4,000円を翌年度に繰り越すものがあります。財源の内容につきましては、209ページのとおりでございます。

以上、報告第38号につきまして報告申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第38号 鏡石町一般会計継続費繰越計算書についての件は承認することに決しました。

◎報告第39号～報告第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第18、報告第39号 鏡石町公共下水道事業特別会計継続費繰越

計算書について及び日程第19、報告第40号 鏡石町農業集落排水事業特別会計継続費繰越計算書について並びに日程第20、報告第41号 鏡石町上水道事業会計継続費繰越計算書についての報告3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、小林誠君。

〔上下水道課長 小林 誠君 登壇〕

○上下水道課長（小林 誠君） ただいま一括上程されました報告第39号 鏡石町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について、報告第40号 鏡石町農業集落排水事業特別会計継続費繰越計算書について、報告第41号 鏡石町上水道事業会計継続費繰越計算書についての3会計の継続費繰越計算書についてのご説明を申し上げます。

初めに、報告第39号 鏡石町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書についてでございます。

211ページをお願いいたします。

令和2年3月18日に議決いただきました令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計予算の第2条の継続費について、別紙のとおり翌年度に逓次繰越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告をするものでございます。

継続費の予算に係る事業でございます下水道事業地方公営企業法適用支援業務につきましては、令和2年8月7日に、アジア航測株式会社福島支店と2,052万8,200円で委託契約を締結しております。

次のページ、212ページをお願いいたします。

継続費繰越計算書になります。

1款総務費、1項総務管理費、事業名、地方公営企業法適用事業、継続費の総額は3年間で2,136万5,000円でございます。初年度となります令和2年度の予算計上額は533万1,000円、うち支払義務発生額が511万2,800円でありました。残額の21万8,200円が翌年度逓次繰越額となります。財源の内訳につきましては記載のとおりでございます。

215ページをお願いいたします。

報告第40号 鏡石町農業集落排水事業特別会計継続費繰越計算書についてでございます。

令和2年3月18日に議決いただきました令和2年度鏡石町農業集落排水事業特別会計予算の第2条の継続費について、別紙のとおり翌年度に逓次繰越したので、地方自治法施行令第

145条第1項の規定により報告をするものでございます。

本継続費の予算に係る事業であります下水道事業地方公営企業法適用支援業務につきましては、令和2年8月7日に、アジア航測株式会社福島支店と686万1,800円で委託契約を締結してございます。

次の216ページをお願いいたします。

継続費繰越計算書になります。

1款総務費、1項総務管理費、事業名、地方公営企業法適用事業、継続費の総額は3年間で712万5,000円です。初年度となります令和2年度の予算計上額は133万9,000円、うち支払義務発生額が128万8,100円でありました。残額の5万900円が翌年度繰越額となります。財源の内訳につきましては記載のとおりでございます。

219ページをお願いいたします。

報告第41号 鏡石町上水道事業会計継続費繰越計算書についてでございます。

平成31年3月15日に議決をいただきました令和元年度鏡石町上水道事業会計予算、第5条の継続費について、令和2年度鏡石町上水道事業会計予算の継続費を別紙のとおり翌年度に繰越したもので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告をするものでございます。

本継続費の予算に関する事業でございます鏡石浄水場の建設工事につきましては、令和元年6月3日に、水道機工株式会社東北支店と31億750万円で工事請負契約を締結しております。その後、消費税改正、それから工事内容の変更によりまして、2回の変更契約を締結しております。現在の契約額につきましては30億9,435万600円となっております。また、建設工事の管理業務委託につきましては、3,410万円で株式会社武田コンサルタントと、建設工事現場管理発注者支援業務委託を、1,389万3,000円で一般財団法人ふくしま市町村支援機構と委託契約を締結してございます。

次の220ページをお願いいたします。

継続費繰越計算書になります。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、第5次拡張事業鏡石浄水場建設工事、継続費の総額は4年間で37億1,140万円、2年目となります令和2年度の予算計上額は12億6,600万円、前年度からの繰越額が4億8,637万1,397円で、令和2年度の予算現額としましては17億5,237万1,397円となっております。うち支払義務発生額が11億4,539万7,797円でありました。残額の6億701万6,600円が翌年度繰越額となります。財源の内訳につきましては記載のとおりとなっております。

以上、一括上程されました3議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより報告3件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告3件の採決を行います。

初めに、報告第39号 鏡石町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第39号 鏡石町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書についての件は承認することに決しました。

次に、報告第40号 鏡石町農業集落排水事業特別会計継続費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第40号 鏡石町農業集落排水事業特別会計継続費繰越計算書についての件は承認することに決しました。

次に、報告第41号 鏡石町上水道事業会計継続費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第41号 鏡石町上水道事業会計継続費繰越計算書についての件は承認す

ることに決しました。

◎報告第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第21、報告第42号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、橋本喜宏君。

〔総務課長 橋本喜宏君 登壇〕

○総務課長（橋本喜宏君） ただいま上程されました報告第42号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書223ページをお願いします。

本件につきましては、令和2年度中に議決いただきました繰越明許費23件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

内容につきましては、次ページをお開きください。

令和2年度鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

これにつきましては、事業名、金額、翌年度繰越額の順にご説明させていただきます。

まず初めに、事業名、議場改修事業690万、翌年度繰越額、同額の690万でございます。

続きまして、鏡石駅東口整備事業2,134万、翌年度繰越額が同額の2,134万でございます。

法改正による戸籍システム改修事業642万4,000円、同額の642万4,000円でございます。

健康福祉センター建設事業5,100万9,000円、繰越額につきましても同額の5,100万9,000円でございます。

成田保健センター設備改修事業1,045万円、繰越額につきましても1,045万円でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業4,395万円、繰越額につきましては4,066万9,000円でございます。

原子力災害対策補完事業5,437万5,000円、繰越額についても同額5,437万5,000円でございます。

次に、農村地域防災減災事業1,160万、繰越額につきましても同額の1,160万でございます。

次に、排水路整備事業261万6,000円、繰越額も同額の261万6,000円となっております。

土地改良施設改修事業2,000万円、翌年度繰越額も同額の2,000万円でございます。

プレミアム付商品券発行事業2,387万円、繰越額につきましては96万7,000円でございます。

地方創生臨時交付金（魅力創出）事業894万円、繰越額につきましても同額の894万円でございます。

社会資本整備総合交付金事業6,459万円、繰越額につきましても同額6,459万円でございます。

公園施設長寿命化対策支援事業1,700万円、翌年度繰越額も同額の1,700万円でございます。

鳥見山公園健康器具設置事業438万円、繰越額につきましても同額の438万円でございます。

り災証明書発行事業143万円、繰越額につきましては135万8,000円でございます。

災害援護資金貸付事業1,840万、繰越額につきましても同額の1,840万でございます。

鏡石保育所災害復旧事業748万円、繰越額につきましても同額の748万円でございます。

災害廃棄物処理事業9,100万、繰越額につきましても同額の9,100万でございます。

住宅応急修理事業4,785万円、繰越額も同額の4,785万円でございます。

第二小学校整備事業7,080万、繰越額につきましても同額の7,080万でございます。

次ページをお開きください。

農業施設災害復旧事業800万、繰越額につきましては795万7,000円でございます。

次に、公共土木施設災害復旧事業2,000万円、翌年度繰越額につきましては1,925万7,000円でございます。

以上23件、総額が6億1,240万4,000円のうち、翌年度繰越額につきましては5億8,536万2,000円となっております。

以上、報告第42号につきまして報告申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第42号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件は承認することに決しました。

◎報告第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第22、報告第43号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、吉田竹雄君。

〔都市建設課長 吉田竹雄君 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました報告第43号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書229ページをお願いいたします。

本件につきましては、去る3月定例議会におきまして議決をいただきました令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計の繰越明許費でありまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を報告するものでございます。

230ページをお願いいたします。

1款1項事業費、事業名が鏡石駅東第1土地区画整理事業でございまして、翌年度繰越額としましては8,467万円でございます。なお、財源内訳につきましては231ページ記載のとおりでございます。

以上、報告第43号につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第43号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件は承認することに決しました。

◎報告第44号及び報告第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第23、報告第44号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第24、報告第45号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書についての報告2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、小林誠君。

[上下水道課長 小林 誠君 登壇]

○上下水道課長（小林 誠君） ただいま一括上程されました報告第44号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第45号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書についての2会計の繰越計算書についてご説明を申し上げます。

233ページをお願いいたします。

報告第44号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和3年3月4日に議決いただきました令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令146条第2項の規定により報告をするものでございます。

次の234ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書になります。

2款事業費、1項事業費、事業名、公共下水道事業、翌年度繰越額1億600万円。財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

これにつきましては、国道4号の拡幅に伴います雨水管渠の付け替え工事をするためのものでございます。現在、郡山国道工事事務所と設計施工について協議中でありまして、発注

に向け準備を進めているところでございます。

237ページをお願いいたします。

報告第45号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

令和2年度上水道事業会計予算において、年度内に支払義務の生じなかった建設改良費につきまして、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をするものでございます。

次の238ページをお願いいたします。

予算繰越計算書になります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名が第5次拡張事業、予算計上額が1億5,400万円、支払義務発生額はございませんでした。翌年度繰越額1億5,400万円、財源につきましては記載のとおりでございます。

こちらにつきましては、第5次拡張事業におけます第1・第5・第11水源地の改修工事のためでございます。令和2年11月に着工しまして、令和4年3月18日を工期と定めまして、現在工事を進めているところでございます。

以上、一括上程されました2議案につきまして提案理由の説明を申し上げました。ご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより報告2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告2件の採決を行います。

初めに、報告第44号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第44号 鏡石町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件は承認することに決しました。

次に、報告第45号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書についての件を採決いたします。
お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第45号 鏡石町上水道事業会計予算繰越計算書についての件は承認することに決しました。

◎請願・陳情について

○議長（古川文雄君） 日程第25、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第12号は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時46分

第 2 号

令和3年第8回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和3年6月8日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	7番	渡辺定己君
8番	大河原正雄君	9番	今泉文克君
11番	円谷寛君	12番	古川文雄君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	橋本喜宏君
税務町民課長	倉田知典君	福祉こども課長	柳沼和吉君
健康環境課長	大河原正義君	産業課長	菊地勝弘君
上下水道課長	小林誠君	都市建設課長	吉田竹雄君
教育課長	根本博君	会計管理者兼 出納室長	佐藤喜伸君
農業委員会 事務局長	圓谷康誠君	農業委員会 会長	菊地栄助君
選挙管理 委員会委員長	草野孝重君		

事務局職員出席者

議会事務局長 緑川憲一 主任主査 鈴木淳子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（古川文雄君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 円 谷 寛 君

○議長（古川文雄君） 初めに、11番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ご指名をいただきました11番議員の円谷寛でございます。

今回、第8回定例会の一般質問を最初にさせていただきますことを感謝したいと思います。

今回は、大きな項目で5点にわたり質問させていただきますが、いずれも今後の町づくりにとって重要な課題でありますので、ぜひ誠意のある前向きな答弁を期待したいと思います。

ただ、具体的質問に入る前に、一言だけ、我が国における今日の情勢について触れさせていただきます。

それは、1か月半後に迫った東京五輪の開催と、新型コロナウイルスの感染状態についてであります。今朝の新聞では、世界の感染者は1億3,000万人、死者は300万人を超えておりまして、しかも感染力の強い変異型ウイルスが次々とできて日本にも入ってきているというふうに言われています。

国内でも感染者は7万人以上、死者は1万三千数百人ということでありまして、しかも今までは、若い人は感染がしにくいと言われてきましたが、変異型ウイルスのためか、20歳未満の感染者が増加して、今、全体の1割2割高まっておりまして、僅かではありますが重症化の例もあるという報道もあります。このような状況の下で、世界中から選手と関係者9万人を超える人が入国をされると言われています、このオリンピックによってです。

ボランティアを含めると十数万人規模の人々が集まる。これらの人々は、終わればそれぞれの国や地元へ帰るわけでありまして、世界中からウイルスが入り込み、各地に散っていく可能性は拭えないと思います。

以上の逼迫に悩む東京近隣の知事は、五輪関係者だからといって優遇することはできないと明言をしております。県民を守る、そういう役目を背負っている首長としては当然の話であらうと思います。

こんな状況下でなぜ五輪、パラリンピックを開催しようとしているのか、これは到底理解できません。IOCはテレビの放映権料だけで2兆円を超える金額が入るといふに言われているために、是が非でも開催してこの放映権料を手にしたということを考えるのは当然のことだろうと思いますが、日本の首相や都知事、組織委員会などはなぜこのようなIOCの言いなりにならなければならないのか、到底理解できません。国民の命と健康を守る責任を彼らは持っているはずで、我々はもっと声を大にして、この声をお聞きしなければならないと思います。

人間の命と健康こそ何よりも政治は大事にすべきことを重ねて強調しておきたいと思いません。

それでは、通告書に従い具体的な質問に入らせていただきます。

質問の大きな項目の第1点は、駅東開発の促進策についてであります。

状況の変化というもの是非常に目まぐるしいものがありまして、何かごく最近、この中に動きがあるというふうには、この通告書を出してから町長から説明がありました。

昨日も午後3時半から町長は席を空けますと言ったんですけれども、その前に議会は日程を終わりましたけれども、日程を終わらないときは中断しても、駅東開発の準工地域の現地に企業の幹部を案内して説明をするということだったようではありますが、この用地については、木賊町長の時代に購入をして、この町が購入した土地に隈戸川の河川改修といいますか水害への復旧工事で大量の土砂をもらって運び込んだわけなんですけれども、そうやって幾つも並んで毎年費用をかけて、業者に草刈りをしてもらい、お金をかけながら年々地価が下落をし、町は大きな損失を積み上げています。

我々はこれを早く造成をし、企業誘致をすべしと訴えてきましたけれども、一向に進まず放置されてきたわけでありまして、先日ここにきて、にわかには大きなニュースが伝わってきたわけでありまして、まず、質問の項目に入る前に、昨日、町長はその企業の幹部を現地に案内したということですので、その経過についてどんな状況だったのかをお尋ねをしてから質問に入らないと行き違いが生じると思いますので、町長からその辺の説明をお願いします。

○議長（古川文雄君） 円谷議員に申し上げます。

通告外になりますので、今の質問は取りやめていただきたいというふうに思うんですけれども。

○11番（円谷 寛君） この質問に入る前提としてそういう問題があるんです。

なぜできないんですか。

- 議長（古川文雄君） それは分かりますけれども、通告にはありませんので。
- 11番（円谷 寛君） なくたってやっていたでしょう、いろいろ。通告書に入る前に聞いておかなくちやならない問題なんですよ。
- 議長（古川文雄君） 今までそういった経緯はございません。今まで遡っても、通告外にわたる質問に執行答弁していませんので、今の質問は却下してください。
- 11番（円谷 寛君） あった、ありました。
- なぜ答えられないんですか、大事な話でしょう。これは通告の中身に入る前にこの問題があるんですよ。
- 議長（古川文雄君） 大事な話は分かります。
- 11番（円谷 寛君） だったら何で答えられないのか。
- 議長（古川文雄君） これは町の一大事ですから。
- 11番（円谷 寛君） あんたが言うことじゃないんで、町長が答えればいいでしょう。
- 議長（古川文雄君） 通告にないものは答弁できませんので、却下になります。
- 11番（円谷 寛君） 何言ってんだ、この。
- 議長（古川文雄君） 次の質問に移ってください。
- 11番（円谷 寛君） ふざけているんじゃない、町長、答えられないのか、これは。
- 何で答えられないの、大事な話ですよ、どうなっているか分からないのでは先に進まないでしょう。新しく入ってきた事態なんですよ。
- 議長（古川文雄君） 新しい問題でも通告にないものは。
- 11番（円谷 寛君） 通告なくたってこの中身に入るためには必要なんだ。
- 答えてください。
- 議長（古川文雄君） 暫時休議します。

休議 午前10時09分

開議 午前10時13分

- 議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。
- ただいまの円谷議員の質問は通告外でありますので、通告に従って順次質問を進めてください。
- 11番、円谷寛君。
- [11番 円谷 寛君 登壇]
- 11番（円谷 寛君） 大変不本意でありますけれども、この問題に入る前に新しい事態が生じたので、その説明を受けてから入ろうと思ったんですが、大した権限を行使をして発言をしない。

しかし再質問の中でなら町長も応じるということですので、入らせていただきます。

駅東開発予定地の東部準工地区に、いわゆる第二小学校の通りの東側に調整池とかつて池ノ原の墓地拡張に何か町は失敗したというので、ここに公園墓地をつくってあの無産な状態、荒れ放題の町の土地を整地をするべきではないか、この点を質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） おはようございます。

11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、準工業地域の第5工区内に防災調節池を約1ヘクタール、公園で0.3ヘクタールを計画しております。

第5工区内の調節池及び公園の施工につきましては、現在第3工区施工中のため、第3工区の進捗に合わせて今後整備する工区を検討してまいりたいと考えております。

なお、区画整理事業の事業計画として、現在、墓地公園は位置づけられておりません。なので、公園を墓地公園として整備することは、現段階では難しいと考えられております。

なお、これらにつきましては、今後関係課と調査、研究を行いながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） その前提が、やっぱり説明しないと、これは入られないのだ。

町長、答弁してください。昨日の結果です。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

昨日、3時半から、実質は4時からなんですが、企業の本社のほうの社長とお会いをしました。そういう中で、前回、議員の皆さんにお話しした内情の中で、社長の考えといわゆる地元の工場の考えが、若干ニュアンスが違ったということが昨日判明いたしました。

そういう中で今日、今、担当課には申し上げたのですが、再度その進出する中身について、しっかり文書で、いわゆるこういったオーダーで欲しいと、明確に文書をもって提出することを指示しました。

そういう中については、急遽いずれにしても10日、議員の皆様はその概要についてはご説明を申し上げたいという、今、そういう状況だけを申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 何か今の話では、ちょっと中身、つかみどころがないんだけど、もう少し具体的には説明できないんですか。

どういう現場の工場長なんかと本社の考えがどんなふう違うんだかちょっと教えてもらいたいんですがね。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 具体的に申し上げますと、いわゆる社長の求めようとしている面積と、こちらの工場、現場での求めようとしている面積、これが私どもが聞いている面積とちょっと違ったということなんで、再度その会社としてのしっかりとしたオーダーを上げていただきたいということを申し上げました。

ですから、それによっていろいろ手法を変えていかなければならないということなんで、それについては、できる限り10日にどれだけ面積が必要なのかも分かれば、しっかりとそこを話をして、これからの進捗を図ってまいりたいということでもあります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） これは、前にも全協のときにも言いましたけれども、町は買い方が間違っていたんです。ちゃんと我々には説明をしていたんです、地価のつけ方、開発前の単価と計算して、開発して分配する土地の地価で面積を決めると。そして、等価になるように、同じ価格になるようにするんだと言ったんですけれども、木賊町長は何を血迷ったのか本当にでたらめだと思うのですけれども、同じ値段で買ったんです、県道に面しているところもこの市街地に近いところも予冷庫のほうの本当に県道から離れてしかも市街地から外れたところも同じ値段で買ってしまうと。こういう失敗があって、これは地価は思いっきり下がっているんです。

それで、工業用地の場合はなお、値段が低迷をしておる。こういう中で、このいわゆる話があったということで、我々は、損切りをしてもこの話は進めていくべきだというふうなことで、申入れをしたんですけれども、この話を昨日の中で、聞いたということでぜひ進めていくべきではないかと思っていたんですが、町長の今、説明で社長の求める面積と現場の面積が違うという。どっちが大きいんですか、この面積が。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

○町長（遠藤栄作君） 申し上げます。

現場のほうが多かったです。ですから、社長はもちろん小さいということなんですが、そういう中で、しっかりとここ調整を取らないと、町のほうで動き方がちょっと違ってくるものですから、そういうことで今、指示をしたということです。

以上です。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） それでは、分かりました。

そうしますと、私は、この小さい（1）番で提携をしておるとおり、やはりいずれ工業用地にするにしても住宅地にするにしても、振興地域というのは用途の範囲が一番広い用途区分なんです。ですから、いずれの開発にするにしても、この地域の中に調整池をつくらなければならない。土地の関係は振興地区でなくても町が開発すれば、例えば、羽鳥の墓地などありますね、その周辺の農地を買収しても墓地はつくれると思うんです。

だから、それは切り離して、やはりこの地域に開発を進める場合には調整池というものが必ず必要なわけですから、まずここに、いずれにしてもこの上部は開発するという前提に立てば、ここに調整池をつくるということは必要なのではないですか、これはいかがですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） ご答弁申し上げます。

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、今現在、第3工区を進めております。その後、県道の南側であります第5でありますとか、第4工区、これらを進めていく予定になります。

そうした場合、議員おっしゃるとおり、この区域の排水を調整する調整池は必ず必要になります。なお、これにつきましては、必ず必要な施設でございますので、なるべく早い段階で調査を進めておきまして、設置のほうにつきましてもなるべく早く着手できるような、そういう計画で今後進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ぜひ進めていただきたいと思うんです。あのままではこの土地は、私も多くの人から例えば町外から来た人などに、あれは何なんだということを何度も聞かれております。やはり分からないんです。早くにだから調整池でもつくれば、ここは工業団地なんですよということでPRにもなると思いますので、ぜひこの事業を促進していただきたいということでもあります。

（2）番でございます。

今まで進まなかった区画の開発は、オーダーメイド方式ということで誘致したい企業が注文をして自分で造成を費用を出してやると、こういうことだったので、なかなかないと。

我々は、やはり企業というのは目まぐるしく変動しておる状況の中で、社会の状況の中でこの対応をしなくちゃならないということですから、用地をつくらないと、造成をしないと、これから開発の計画を立てて、工場をやってなんて言っていたんでは時代が一テンポずれちゃうんですね。だから、それは、進めてから工場を誘致するべきだという認識なんですけれども、百歩譲ってオーダーメイド方式でやるにしても、工場誘致はより一生懸命誘致企業をやっぴり見つけなくちゃならないというふうに思うんですが、この辺は今までやった形跡があまりないんですけれども、どのように考えているのかお尋ねします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘君） おはようございます。

11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

駅東第1土地区画整理事業地内の準工業地域は、進出企業の要望に応じたオーダーメイド方式としております。

企業誘致活動につきましては、例年3回程度企業誘致活動として、東京都などに出張し企業立地セミナーへの参加や、福島県東京事務所を訪問して意見交換をするなど、誘致活動をしてきたところであります。また、担当職員のスキルアップとして、県が開催する研修会への参加をしております。昨年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により各種事業が中止となったことから、福島県東京事務所への訪問のみ一度行いました。

企業誘致活動は、重要であることは認識しておりますので、今後も各種事業へ積極的に参加して、企業誘致に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） やるということだから、やるのを期待するしかないんだけど、なかなかこのオーダーメイドの中で何年もかけて造成をして、それから買いたいなんていう企業は見つからない。根本的には、やはりこれは造成をして、ここに土地あるから工場をつくってくれないかというふうなのが道だと思うので、その辺については、引き続きこれは、時間の制限もありますから、この辺にして次回に譲りたいというふうに考えております。

大きな2番は、成田地区への遊水地計画の進捗状況についてであります。

これも、1の項目と同じく、事態の変転は目まぐるしいものがあります。私、この通告書を出したときには、主立った動きはなかったんですけれども、この通告書を出した後に成田

地区の新しい遊水地計画の説明会あったんです。

これは、担当課の職員も行っていましたから、今さら説明するまでもないんですけども、私は正直言ってこの計画にはびっくりしました。今まで遊水地計画というと大体浜尾の遊水地のことを大体のケースとして考えておりました。

浜尾遊水地というのは、今までの耕作していた農地についてそのまま耕作をすると。果樹園などもあるんですけども、そのままつくっていいと。しかし、雨が降って洪水が出たら、ここはしばらく水はためさせてもらいますと、そういうことで権利の一部を所有権はあっても権利の一部を売ると。こういう形で進めてきたんです。

しかし、4日の説明会ではびっくりしました。これは全く今までのそういう浜尾の遊水地とはスケールが違うものでございました。

端的に言えば、これは、成田、あと竜崎と三城目、郡も違います、それぞれ。その3地区に巨大なダムができるような話です。全部土地は買収して深く掘り下げますというんです、住宅もみんな補償して立ち退いてもらいます。これにはもうびっくりしました。

ただ、我々が主張してきた成田の宿屋敷地内、この前床上浸水ほとんどの家がしましたこの成田の宿屋敷の地帯の高台移転ということは、そっちも私もそういう考えだったわけですから、それは達成できたんですけども、しかし、この農地を含めて全部買収となりますと、この人たちはどこへ行って農業を継続をするのか、家を建てるのかということで大変厳しいと思うんです。

ここでは、計画はどこまで進んでいるのかという感じで、これはもう既に説明を聞いちゃいましたから。ここで聞いてもしようがない。令和10年頃までに完成をさせたいということでございますので。

これに対して2番目に入って、今まで協議会で滝口守英会長、前区長を中心に議論してきたんですけども、この辺の議論はどこまで住民の意向というものは進んできたのか、町のほうで把握をしているとすれば教えていただきたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する2の（2）の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 11番議員の質問にご答弁申し上げます。

成田地区への遊水地計画の進捗状況の（2）成田住民の意向はどこまでまとまってきているのかというご質問でございます。

成田地区の宿屋敷の住民を中心に、東日本台風で浸水被害等により被災した81世帯の住民により、昨年11月、水害から居住地を守る成田地区推進協議会が設立されました。この協議会は、国の遊水地事業と安心安全な居住地づくりを一体的に推進する組織としての役割を担い、地域住民と町が協働して対応の検討を進めていくこととしております。

住民の意向、さらには協議会での議論につきましては、何分、先週地区住民を対象とした説明会が開催され、国から具体的な遊水地の範囲が示され説明などがあつた、本当に先週そういう状況であります。

これにつきましては、今後、この説明を踏まえ、協議会を中心に宿屋敷の方々の移転に向けた対象地区住民の意見の集約や要望の取りまとめ、これらを図ってまいりたいというふうを考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 掌握度がちょっと弱いような気がします。もう少しやっぱりこういう大事な事業をやるんだから、やっぱり煮詰めるような努力をしていかなくちやならないと思います、これもまた引き続き大きな問題ですから、議論していきたいと思います。

（3）番です。

これが一番大事な問題でございまして、この問題にどのように取り組む決意なのかを聞きたいと思うんです。

決意というからには、やっぱり本気になって、大きく言ってこれは3点ぐらいあると思うんです。やっぱり職員を配置をしてこの取組を強めるということと、この前説明会で私もちょっと質問したんですけれども、国がやる事業だから国がいろいろ規制をしています。市街化調整区域だとか農振地域だとかといろいろな縛りがかかっているなかなか土地の利用度が自由が利かないんです。だから、そういうものを解き放って、自由にもっと規制を緩和してやるようにしたということで、取組を進めていかなくちやならないというために、やっぱり部局をしっかりとつくって、町を挙げて取組をしていただきたいと思うんですが、この辺についてお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

先ほど、今、円谷議員から言われた説明会の中で、全部買い上げるとそういった基本だということを国のほうで説明をしたということについては、私も正直言って少しびっくりしているということでもあります。

そういう中、この令和元年10月の台風19号によります、いわゆる阿武隈川の氾濫によりまして、この水害というものは72年ぶりの甚大な被害となったということでもあります。昨今の異常気象によりまして、同規模の水害が起こる可能性はさらに高くなってきたということでもあります。

また、今回水害に遭った成田地区は、ご承知のように阿武隈川と鈴川に挟まれた地形であることから、いわゆる内水による被害ということになれば、さらに甚大な被害が懸念されるということです。

このようなことから、この成田地区の水害から命と財産を守るためには、高台移転しかないというふうに私も考えております。

そのような観点から、水害発生から1か月後の11月にまずは地域の代表者との意見交換会をスタートさせまして、私から直接命と財産を守るためには、高台移転しかないというふうに訴えてまいりました。

そして、昨年1月に今回説明がなかった国の阿武隈川緊急治水対策プロジェクトチームの中に、鏡石町、玉川村、矢吹町が遊水地郡に整備するということが位置づけられたということでもあります。

昨年11月には、先ほど担当課長からもお話あったように、水害から居住地を守る成田地区推進協議会が設立をさせることができました。

今回の遊水地計画については、水害のあった住宅地も含まれるということで、今回、国のほうからも説明があったということではありますが、この成田地区の皆さんには、これまでにないいわゆる重大な決意に迫られることとなりますけれども、命と財産を守ること、さらには優良農地も多いということから営農の在り方、こういったものについて行政区、協議会、そして地権者の皆さんとしっかりと連携を取り、より住みよい安全な地域となるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

ご承知のように、本年4月からは治水対策室を設けました。そういう中で、連携を図りながらしっかりとやってまいりたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 町長の説明は、一通り分かったんですけども、その対策室はあるのも分かるんですけども、この事業の内容を今度説明聞いた中で、ちょっとこれは今の組織体制では、対応できないと思うんです。もう少し、課に繰上げをして、やっぱり課長職を配置をしてもっと本気になって取り組まないとこれは駄目だと思うんです。

もう成田というのは鏡石町でも一番古いですし、地域、特に宿屋敷というのは、宿場町だったから宿屋敷というのだとそういうことを早くから聞いていました。あの中には、そういう歴史のある建物、既に壊しちゃった家もいっぱいあるんですけども、あって、これは大変なことだなと思ったんですけども、今はその古い家の問題よりも新しく家を建てた人、まだ工事中の人までいるんです。こういうものに対してもいち早く対応して、町において説

得をして、家は建築を待ってくださいとこういうことで、やっぱりストップをかけたり、いろいろな対応をしなくちゃならないと思いますので、組織を拡充する、これはぜひとも町長、決断をして今から取り組まないと間に合わないと思いますので、その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） これについては、今、申し上げたように、治水対策室を都市建設課に設置をしたということであります。さらに、このプロジェクトについては、庁内の関係課から成るプロジェクトも設置してございます。これは事業の中身、先ほど言った全部買い上げるということになりますので、こういったことについては、当然農業委員会等も含めて、事務局も含めて、しっかりと横の連携をしながら、必要に応じては人員もそういったものについて、しっかりと対応すべきだというふうには考えておりますので、これは国との調整の中で一緒になって進めていきたいというふうには考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） これは、町始まって以来の大事業だと思いますので本気になって取り組んで、成田地区の住民がどこに行ったらいいんだなんて、言葉が悪いけれども、路頭に迷うような対応は絶対にならないように、本当に町は本気になってしっかり取り組んでいただきたいと思います。

大きな項目の3つ目は、町民プールすいすいの現状と改善策についてであります。

（1）番の町民プールの利用状況。

私も先日利用してみたら、がらがらなんです。これでは、このプールというのは、近いうちに町で対応できなくなるのではないかくらいに思っているのだけれども、私の予感がどうなのか分からないですけれども、現状を見ていてどのような状況、利用者の状態などを教えていただきたい。指定管理者の経営状況なども含めて、さらには今後の見通し策などもここ1番の中で通告をしたのは、それをお願いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） おはようございます。

11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町民プールすいすいは、平成11年にオープンし、指定管理者制度により現在運営しております。近年、年間約8万の方がご利用いただいております。

しかしながら、昨年度の利用状況につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、4月から5月の臨時休館措置や、本年1月、2月の県の緊急対策などで夜間営業の時間短縮などの影響によりまして、例年の利用者よりも約2万3,000少ない5万7,636人となっております。

経営状況につきましても、利用者の減により収入減少となっておりますが、指定管理者による経費削減、さらには再開後の運営努力もありまして、また、町からの臨時交付金による事業継続支援金もあり、令和2年度の指定管理者収支報告では約33万円のマイナスの赤字ととどまっているところでございます。

なお、令和元年度までは、余剰金が生じておりまして、その2割が還元金として町に納付されているところでございます。

今年度も新型コロナウイルス感染症の影響が続いておりますが、本年4月、5月の利用者は、1万788名で、例年どおりの数に戻ってきております。

今後も新型コロナウイルス感染症拡大対策を行いながら運営してまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 私が利用したときには、かなり少なかったんですけども、現状は戻りつつあるということではよかったかなと思うんですけども、今後、やはり指定管理の受託者がどのようにして運営を続けられるような方策が、町として考えているのかということをお尋ねをしたいと思います。

どのような改善をしてこのせっかくつくったプールが維持していけるのかお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） 町民プールすいすいの指定管理者につきましては、指定管理者独自の経営観念の下で、収支の状況を把握しながら利用者増を目指した形で行っております。

そういう意味でも、町としても、この事業がスムーズに行えるような形で支援してまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 私は、この見ていた中で非常に殺風景な風景があるわけです。施設

は非常に大きくつくったんですけれども、利用者はあれではないということですので、改善策を提案をしたいと思うんです。

これは我々がつくるときから、私は当時は、議員実質18年の中で7年の会派がありまして、勉強会をやったんです。やはり、これは、木賊町長の考えは、何かハワイアンセンターみたいなレジャー施設みたいな考えでやってきたんです。でも、これは維持管理者が大変だと、これを何とかして矢吹の方式でやれば健康増進施設として規模を縮小してやればいいんじゃないかということで、提案をしました。

ただ、矢吹の方式でやるのには、50度以上の温泉がないと熱交換方式でプールの水は30度にしなくちゃならないんです、温水プールというのは。そうすると、なかなか50度以上の温泉は、今、鏡石の中ではどこにも出ていない。矢吹は56度ほど出たそうです。だから、その熱を使って後からプールをつくったそうですけれども、鏡石では、その50度以上の温泉が出るのかということを、業者を呼んで勉強会をやりました。そうしたら、6人も7人も職員が来て説明して、絶対鏡石は50度以上の温泉が出るんです。なぜかという、今までの温泉はみんな浅いんです。だからぬるいんですと、こういうあれなんです。それで、我々は、申入れをしたわけです。

しかし、木賊町長にこれは全く取り入れてもらえずに、今の状況になって、毎日毎日たくさんの灯油をたいて維持をしているわけです。それで、我々が議会で経費かかり過ぎるということで発議をして、ウォータースライダーなんかも2つつくる予定だったのを1つにさせたんです。そして、経費節減のためにやったんですけれども、いかがなこれは、趣旨ばかり大きくて物すごい維持管理がかかっている。

矢吹は温泉の熱を使ってプールの水をあっためるだけじゃなくて、ジャグジーに温泉を供給しています。だから、お年寄りなんかプールで泳がなくなってお湯に入るだけでもまだ町も当初60歳以上の人をただで入れていたんです、プールには。町民は。だから、たくさんのお年寄りが今でもその延長で、今は有料になったんですけれども、かなり安いですが、町内は、館内は。だから、たくさんのお年寄りが行っています。老人の健康増進に大いに役立っている。そういう意味ではまねをすべき。我々もまねすべき点はあるんじゃないかと思って考えているんです。

というのは、温泉は必ず出ることです、その業者の話では。地球の中心の8割がマグマというかあれになっているそうですから、深く掘れば出るんですね。そして、そのマグマというんですか、そこに近づけば温泉は出るんです。そして、それを使って、これはジャグジーは、鏡石のジャグジーは本当に広いんです、矢吹は小さいんですけれども。そのジャグジーに温泉を供給している。あるいは流れるプールに温泉を供給すれば、やはりお年寄りがもっとたくさん利用するようになるのではということでここに提案をしているわけですが

れども、いかがでございましょうか。

○議長（古川文雄君） 円谷議員、今のは3番の（3）でよろしいんですか。

○11番（円谷 寛君） はい、いいです。

○議長（古川文雄君） （2）番は、では割愛ということで。

○11番（円谷 寛君） 2番は聞いたね。

○議長（古川文雄君） 分かりました。

では、3の（3）の……

○11番（円谷 寛君） 3も2番も一緒だね。

○議長（古川文雄君） 分かりました。

質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

矢吹町の町民プールにつきましては、健康福祉センターの施設として建設され、同センターの温泉施設として隣地に建設したあゆり温泉への配管熱とボイラーの加熱を併用した形で温泉プールのジャグジーですが、そっちのみ温泉炉を使われている施設というふうに聞いております。

ご質問のように当町のプールのジャグジーに新たに温泉を利用する場合には、源泉の調査、さらには、さく井工事をはじめ熱交換装置の設置、ろ過設備の改修、さらには排水路改修など、既設施設の大規模な改修が必要となるということになります。

町民プールすいすいにつきましては、平成29年度に約1億5,000万をかけまして、施設の長寿命化によりますろ過設備、温水ヒーターなど大規模な改修を行ったわけであり、このたび、温泉の利用については、今回の設備改修の際の検討課題とさせていただきたいと思えます。

また、その際につきましては、先ほど灯油を使ってということをお話ししましたが、地球温暖化対策など、環境に配慮した形の新たな技術も導入されることも考えられますので、それらを含めながら調査検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 決して通り一遍の話ではなくて、これは、町で1年にたっている灯油の量を考えれば、一時的にお金はもちろんかかります、何やっても。でもその灯油の節約を考えれば、必ず元が取れる。そして、さらに利用者も温泉が例えばジャグジーに供給される、流れるプールに供給されるとなれば、お年寄りがプールそのもので泳ぐことはちょっと

まだということで遠慮しても、利用者が増えてくるのではないかとというふうに思いますので、ぜひこれは前向きのこれからも引き続き私は議論していきますので、考えておいていただきたいと、こういうふうに思います。

大きい項目の4番目なんですけれども、高久田地区で圃場整備の計画があるということは……

○議長（古川文雄君） 円谷さん、3番の（4）。

○11番（円谷 寛君） いいです、今の一緒でいい、3番、4番一緒でいいです。

これ聞いてきたんですけれども、まず、（1）番として、計画の進捗状況は今、どこまで行っているのか。一回図面は見せられたんですけれども、もうちょっとその先はどこまで行っているのかを教えてください。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

高久田地区の圃場整備事業は、国の農業競争力強化農地整備事業により事業を進めております。

本事業は、担い手の農地集積、集約化を図りつつ、生産効率を高め農地の大区画化、汎用化等を推進し、豊かな競争力ある農業の実現に資することが事業の目的となっております。

事業の進捗状況は、昨年10月に高久田地区基盤整備事業に係る促進計画を県のほうに提出した後、12月には福島県による調査計画検討会での現地調査などを経て、今年度5月に計画審査予定地区となった通知を受理したところであります。

また、提出しました促進計画の内容などについて、関係者説明会を4月20日から4月22日に3日間かけて開催したところでございます。

今後の予定としましては、東北農政局のヒアリングを受けた後、事業が採択になれば年内の12月頃には全地権者から事業に対する本同意の徴収を予定しております。

事業が順調に進めば、令和4年度、来年度になりますが高久田地区の基盤整備事業が開始となる予定であります。事業の実現に向けまして、地元推進協議会の協力の下、事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） そこまでは分かりました。

その次に進みます。

水利計画というものはどのように進められているのでしょうか。今までの水利で間に合う

計画なんですか、それとも、また新たな水利が必要なんですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

高久田地区の基盤整備事業における水利計画としまして、用水源は既存のため池及び溪流水としております。

また、用水路の多くが土掘りの側溝のため、水管理や維持管理に多大な労力や経費を要している状況であるため、圃場整備事業によって水路が整備されることで水管理負担の軽減が図れることとなります。

しかし、地元の方々から、現在の水量では大区画化した圃場では不安があるなどの意見もあることから、計画では排水した水を再度利用水として活用するため、排水路から用水路に水を流せるような水路整備も行う予定になっております。

今後も水の問題については、地元及び関係機関と協議しながら進めていきたいというふうを考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 課長の答弁では、直接触れてはいないんですけども、そうしますと、今の圃場が大きくなれば、今の水利では間に合わないとなれば、土地改良区の水を利用するということですか。その辺ちょっともう一回お願いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘君） 11番議員の再質問にご答弁申し上げます。

現在あるため池、そちらの水でこの圃場整備内の水源については間に合う、補えるというふうを考えておりますので、土地改良区の水路ではなくて現在あるものを利用していきたいというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） では、それは分かりました。

あと、農家の負担というのはどのくらいを予定しているのでしょうかね。担当の農家負担金。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（菊地勝弘君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

高久田地区の基盤整備事業における事業費については、現在、県のほうで試算中であるため、明確な農家の負担額は、現段階では算定できておりませんが、基盤整備事業の工事費に係る負担割合は、国・県、町の負担を除きますと地元負担が12.5%というふうな数字になります。しかし、担い手に農地を集積、集約化した場合、その達成率によって促進費が交付されることになっております。高久田地区の基盤整備事業では、集積率85%以上、集約率80%以上を目標にしており、目標が達成すれば促進費が最大の12.5%交付されるため、工事費の負担はなくなることとなります。担い手への集積、集約について今後も地元の推進協議会とともに目標達成のため地権者の理解を求めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ここでも一つの提案なんですけど、これも町の失敗の政策。高久田から須賀川のやはりメガステージのところのできる道路が、地権者の反対で中断しているわけです。あそこまで広い道に行くと行き止まりになっている。しかし、それをこの圃場整備に合わせて、私は今の岩農のハウスですか、ハウス棚と園芸施設なんかある西側に道路が今、あるわけです、途中までは。かなり広い道路があるんです。

それを、須賀川の東部循環道路ですか、そこに東部環状線です、稲部さんの直売所あるところですよ、ここに貫通させれば、かなり今の流れがスムーズに行くんじゃないかと、そしてもしこれも農地買収で、農家から用地代を買収してほかに、負担金に充当すればより農家の負担が軽くなるんじゃないかと思っておりますので、私は長田町長の時代に提案して成田の圃場整備、県道のバイパス化、鈴川の大幅改修、この用地を成田の圃場整備に農家負担に充当すべきだという提案をしたんです。

しつこくやりました、これ。それで、成田地区はその案を取り入れて、大変安い負担金で圃場整備ができたわけですが、こういう手法は取り入れられないのかどうかをお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 11番議員のご質問へご答弁申し上げます。

須賀川市の接続道路は、当初ルート、現在止まっているわけですが、当初ルート、須賀川ガスさん前の交差点に接続するルート、このルートについては計画としては残しつつ、新たに東部環状線に接続する新たなルート計画について須賀川市と合意をやったところでござい

ます。

令和元年度に須賀川市と連携しながら概略設計業務を行い、町側のルートについては、既存町道の一部を利用しながら2車線道路に改良しながら須賀川の東部環状線に接続する計画で令和2年度には地元説明会を開催したところでございます。計画ルートについては、参加者から合意を得られているところでございます。

今年度でございますが、道路の詳細な測量設計業務を発注いたします。これにつきましては、事前に地権者説明会等を開催しまして、参加者との意見交換を行い、ルート線形について確定したいと考えています。

ルートの線形によっては、圃場整備の予定区域内になる場合もございます。その際は、産業課と連携をしながら区域内の地権者の意向も踏まえながら圃場整備事業の負担軽減等の手法、これらについて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ぜひこの問題に取り組んでいただきたいと思います。私もメガステージなどに行くときに、今の未完成の高久田駅幹線のあの道路があれつながらないものですか、あそこを通るたびに成田のハセガワマサシさんという人があそこで田んぼに転落して亡くなったんですね。いつも思い出します。ぜひあの道路は何としても危険な道路ですから、通らないで済むように新しいそういう道路を計画をいただきたいと思います。

最後に高久田地区の問題で、先ほどとも重複するかもしれないんですけども、水利のためにこの前図面を見たんですけども、かなり地形が細くなって先までウナギの寝床のような地形の田んぼが計画図のほうにありました。ああいうところは、今、機械が大型化しているからあまり細い田なんかは、はやらないんです。だから、そんなのは思い切ってため池にしまって、ため池から水を取れば改良区の水もらわなくてもため池に水をためておけば、あの辺に周辺を見るとみんなソーラーパネルを設置するので山を切っちゃっているからね、保水力が落ちていきますからやっぱり池をつくらないと今までの水も確保できないというので雨が降ってきてばかり落ちますからねソーラーパネルは。どこにもためておくところがないからね。木はたくさん水を蓄えてきたんです、それをみんな今切っちゃって。

ぜひため池をやっぴりあちこちにつくって、水が足りないときにはなるべく改良区へ水利費払わなくても済むように、ため池を増設すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 私からまず、この改良区ということとこのを関係で、いわゆる町には1,100ヘクタールの水田がございます。そういう中で、改良区として水利費を納めているというのが500ヘクタールちょっとくらいなんです。残りは、いわゆる旧田と開田ということで、押し水を使ってポンプアップしているという。

そういう中で、我が町のこの農業の中で最も、今、なかなかやりづらいというんですか、この改良区との関係が一番やりづらい。高久田地区の今回の圃場整備もまさにそのとおりであって、旧田のみしか圃場整備はできない。これを開田も旧田も併せた中で圃場整備ができれば一番この我が町にとってよろしいんですが、なかなかその改良区との関係でいかない。

私は、改良区の副理事長ということもしておりますけれども、そういう中では事務局のほうに何とか甲乙という料金ばかりじゃなくて、いわゆる開田と一緒にやった場合の料金、こういったもの、新たな料金を設定しながらやはり一緒になった圃場整備が必要だと。これは矢吹もそうだし鏡石もそうです。そういう中で訴えているんですが、なかなかその改良区がそういかない。

これが、今、我が町の農業で一番、水田で一番問題なのかなというふうに思っています。

そういう中で、今、担当課長のほうからもその続きについては答弁させますけれども、そういうこともあるということをご理解いただきながら、これについては、今後根気よくしっかりと改良区とお話をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（古川文雄君） 産業課長。

○産業課長（菊地勝弘君） 11番議員のご質問に担当課のほうからご答弁申し上げます。

高久田地区の基盤整備事業は、平成27年度から進めてきた事業でございます。その間、地元や関係者の皆様と協議を重ねてきた結果、旧田のみの基盤整備事業を進めていくことになった経緯があります。

地形の悪い部分にため池を整備することのご質問については、これまでも地元協議会の中でも新たなため池の整備について意見が出された経緯がございます。

しかし、既存のため池及び渓流水で現在も耕作できているという状況から、新たなため池の整備の計画は現在持っておりません。

また、ため池を新たに整備した場合、その分の換地面積が減ることになります。それについて、対象区域全体でそれを補うのか、また、ため池の受益地だけで補うのかなどのも問題もあります。

今後も、地元の意見などを踏まえながら、高久田地区の基盤整備事業の水源についても、関係機関と協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 課長は心配しているようだけれども、農地の減歩というのはあまり今、農家は気にしていない。

農地は、思いつ切り暴落していますから、あきれくらいですから、田んぼの値段なんて。だから、そういうのはあまり気にしないでやってもらいたいと思います。

ぜひこの辺もご検討いただきたいというふうに思います。

大きい5番目、学校給食費の無料化についてお尋ねいたします。

(1)で申し述べていますように、県内でも教育長から何回も説明を、私も何回もしているものですから、説明あって、過半数を超える市町村でこれ給食費一部を含めると無料化といますか、そういう助成が進められているということでございますので、我が町としても、そろそろこの問題を避けてはならない、そういう時期に来ているのではないかと。

天栄村では4月から3分の1負担、矢吹町も5割負担で4月から実施をしているというふうに先日矢吹の住民からお聞きをいたしました。矢吹、天栄村とやったらば、鏡石は、そろそろ順番ではないのでしょうか。

ちょっと町民目線で見たい。矢吹も天栄村も今度のコロナ対策で全町村民に1人1万円ずつの商品券を配りました。それで、天栄村はこの前再度村民に1万円ずつ配りました。もう少し、一人一人の町民にそういう町政の温かみが届くような町政をすべきではないかということで、ここにまた何度もやっています、しつこいようですけども、できないのか。天栄村やってできないことはない。天栄村は人口が少ないと言うんだったらば、矢吹はもっと鏡石よりも人口が多いですから。そういうところで5割の負担をやっているわけですから、できないわけがないと私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

お話があったとおり、県内の学校給食費無償の実施状況につきましては、前回よりも5町村増えまして、令和2年9月時点で37自治体が実施しているというふうに把握しております。

令和3年4月現在の実施状況につきましては、県にて状況調査を実施しているところであります。まとまり次第公表される予定でありますけれども、お話しのとおり、近隣ですと4月から天栄村と矢吹町が補助事業として実施しております。

天栄村の状況についてお聞きしますと、村内の児童生徒約350名分、給食費の3分の1、年間610万円の補助事業として4月より実施しているということでございます。

本町の鏡石町の児童生徒数は1,075名でありまして、学校給食費を全額補助して実施する

という場合には年間約6,159万円、3分の1補助するとして年間約2,053万円必要になるというふうに計算されます。そのため、学校給食の無償化の実施については、現在行っております第二小学校の改修事業や陸上競技場トラック改修事業などの事業が計画されておりますので、完全無償化、一部無償化のための財源確保は非常に厳しい状況にあると言えると思います。

なお、議員のお話のとおり、無償化につきましては、近隣の状況、食育の観点、子育て支援の視点などを踏まえまして、県内、近隣の状況を把握して様々なご意見をいただき、これから慎重に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） これも何度も議論をしてきたんですけれども、やはり、教育長と云っては失礼なんですけれども、町長さんとか教育長さんみたいな裕福な人にはこの給食費の痛みというのは分からないんです。だから困っちゃうんですけれどもね。

やっぱり本当に今、パートタイマーでひとり親家庭で育てているとかいろんな事情の中で大変困窮をしておる、そういう町民がいるということを、ぜひ忘れないで、そういう人たちの考えていただきたい。

今の、二小の改修あるいは陸上競技場の改修とかとこれ給食費を一緒にしてもらいたくないんです。

そして、天栄村は350人しかいないからできたということを言いたいのもかもしれないですけれども、矢吹は鏡石より人口が多いんです。でも5割負担で実施をしたというんです。これは、やる気になればできるんです。もう少し、ここをじっくり考えてもらわないと、まだ引き続きこれは議論をしてまいりますので、ぜひそういう言い訳をいつまでもしていないで、37自治体とさっき教育長言ったね、去年の段階。違っていたし、今、隣の矢吹と天栄混ざっているからこれは四十数自治体になる。全市町村で59市町村ですか、福島県は。その中でこれだけの市町村が実施をしてきているということを、やはりそろそろ年貢の納めどきと云っては失礼ですけれども、町長も決断をしてぜひこれは速やかに実施をするように強く要望して私の質問を終わります。

以上です。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君の一般質問はこれまでといたします。

ここで、換気のため5分間休議いたします。

休議 午前11時14分

開議 午前11時20分

○議長（古川文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 今 泉 文 克 君

○議長（古川文雄君） 次に、9番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） おはようございます。

6月定例議会2番目の質問、9番、今泉でございます。

最近、新聞を見ておりましたらば、やはりコロナコロナコロナで大きな問題になっております。世界中もちろんコロナです。

幸い鏡石町は、16名の発症者が出たところでございますが沈静化しているかなという感じを受けて、今後も多くならないことを願っているところでございます。

そんな中でございますが、新聞に鏡石中学校の生徒たちの陸上競技会、郡大会において多くの優勝者あるいは入賞者が出て、すばらしい子供たちが頑張っているんだなということを見て大変うれしく思いました。

そんな中で、鏡石町は鳥見山陸上競技場があつて、あれは長田町長さんの時代につくられたすばらしいハードの施設でございまして、自慢できるものであったと思います。

そして、それを木賊町長の時代にスポーツクラブというものをつくられて、それによって、その長田町長のときのハード、木賊町長のときのソフト、これがうまくマッチして今年の鏡石中学校のあのすばらしい県大会に向けた姿ができたんだろうと大変うれしく思いました。私も中体連で県大会に行った覚えがあり、心にずっとこの何十年の間それがうれしく思っております。あの子供たちがこれからも大きく成長して、この思い出を持ちながら、町づくり地域づくりに頑張ってもらっていただけることを願っているところでございます。

そんな中、たくさんの町づくりに対する提案、意見もございますが、今回は、私は、今、つくられようとしております鏡石町健康福祉センター、これを一つにまとめさせていただきました。

といいますのは、今から五、六年前でございます、私は町の委員会の視察で埼玉県の町を視察しました。そのとき感銘を受けました。昔は、その町も若い人たちが住んでいる大変な町だったそうでございます。しかし、それから20年たったら若い方々は都内のほうに進まれて、町に残ったのは高齢者が多くなってしまった。それに伴い当然のことながら医療費は高くなり、その高齢福祉関係が必要になってきたということで、私は強く、ああ、鏡石町も若

い町だけれども、必ずやそういう時期が来てしまうだろうということを頭の中で思いまして、この一般質問でそういう施設をつくるようなことを遠藤町長に強く訴えたことを覚えております。町長さんも分かっていると思います。

その結果として、今日のこの健康福祉センターの質問につながってきているところがございます。

先日、5月21日の定例全員協議会、ここで基本設計報告書なるものが我々に見せていただいたんですが、駅東地区に敷地1万4,800平米の敷地、そこに鉄骨3階建て3,120平米の建物をつくり、床面積が2,830メートル、白亜の殿堂がつくられるということでございます。

駅東地区の中心になるんだらうと大変うれしく思っております。

また、先ほど円谷議員がお話しされましたが、先日そこにニプロが新たな工場をつくりたいというふうな申入れがあったということがありまして、長年にわたって35年もかかって歩んできていた駅東が大きく進展するなど大変うれしく思いました。あの26町歩の準工業団地にニプロがもし新たな工場をつくるようなことがあれば、立派な工場ができ、かつそこで働く方々がいて、周辺に住宅ができて住む方々がいて、明るい本当の町づくりの形の完成に近づいてくるのかなと思って期待をしているところがございます。

いろいろあるようでございますが、町長は強くこの場所の設定について頑張ってもらって、新しい工場ができて、町民が喜べる町づくりになるように頑張ってもらえるように強くお願いするところでございます。

また、5月31日の臨時全員協議会においては、私どもの前に担当課からすばらしい姿図の模型が出されました。いや、すごい持ってきましたね、頑張ってね。こういうのつくんだと言われちゃったから、できているような気持ちになりました。

しかし、中身について自分なりに見ており、それらについて一言お伺いしたいと思います。

また、昨日の6月7日の議会初議会では町長説明では、この健康福祉センターの基本設計業務が完了しました、終わりましたという話です。それが、見えてきましたならまだいいんですが、完了しちゃったんならあと何も言うことないんですね。今後は、実施設計の業務を進めるとともに、ソフト事業の検討を建設事業委員会などの意見を聞きながらやりますというふうなお話です。

この順序にちょっと私は注意してほしいのは、建物をつくりました、そこにこれをどういうふうなものにやるかということこれから皆さんと話していくというお話ですが、そうじゃなくて、鏡石町の健康福祉政策は、どんなふうにするんだというふうな大きい政策を考えて、それに合わせたセンターの建物をつくるというふうな順序に行かないと、何だかどっちがどうなんだか、後からつくってああだこうだとなってはね、1回つくっちゃうとできませんから、その辺をきつく私は感じましたから、あえて今の時期にこの質問をさせていただく

ということにしたわけでございますから、ご理解いただいて、いい町づくりの中の健康福祉センターができたと喜ばれるような施設を執行部はつくってほしいというふうに思っております。

それでは、その中で、ちょっと細くなってきたんですが、通告した質問に入ります。

3階に展望室がつくられますね。10メートル角くらいの、角というか10メートル、10メートルくらいの展望室がつくられます。展望室の活用はどうするんですか。これは、エレベーターと階段がメインにあってあと何もない。言って悪いですが、ただ単にそれだけの展望室がつくられると。これではちょっとスペースでは使い道が死んでしまうのではないかと思います。

私、須賀川市役所の展望タワーをちょっと見たことがあります、町長さんは、展望タワー、高いところ、見られましたか。見ていないのかと思うんです。これがちょっとポイントなんです。後で見たか見ないか教えてください。

3階が今回展望室だけで、建物活用を考える部分にしようか、展望室として、それだけで。図書館の展望室、4階を見てみると、今は田んぼアートがあるからあれだけの人が2万人、3万人の方がいて見られますが、でないとほとんど1年中誰も行かない場所になっちゃっているんです。

そうすると、その危険性が今回つくるこのセンターにもできることが考えられると思います。この展望室の建物の活用を考えるべきでないでしょうか。

それから、見ると、東側屋根の広い22メートルのそれ以上のスペースになるんですが、これを何らかに活用することはできないでしょうか。ただ広い、そこに太陽光発電をつけるんですと、それは分かりました。太陽光発電をつける、あるからつける、いいことだと思います。しかし、もうちょっと展望室があるんだったらそれとともに、もうちょっとした利用策は考えていけないでしょうか。

それから、施設の利用者目線で考えるならば、この施設の中の1階のトイレに多目的トイレが1部屋しか準備しておりません。集会時には、450の最高の集会者を受け入れることを計画しておりますが、そのときに完全に障がい者の方々がトイレの不足を来すことが生じないでしょうか、どうでしょう。

1階多目的広場は450名。それから、業務するこの役場の職員のほぼ半数があそこに行かれるということでございます。そうなりますと、多くの方があの施設を使ったときに、特に我々高齢者、あるいは身体的に不自由な方がトイレを使おうと思ったときに、多目的トイレがないと時間もかかりますから必要だと思います。

それで、あとは、多目的大室です。ここに防音とか吸音対策というのは今回考えたんでしょうか。なぜかといいますと、我が鏡石町の文化講演会です、これが須賀川の文化センター

を借りる音響が悪いからということで、隣の須賀川まで行ってわざわざ講演会を開催していましたね。だから、そういうことを考えるのであれば、あの多目的大会場は、吸音防音対策をやっていくようなことも必要であろうというふうに私は感じておりますので、そのようなことでのこれからの修正、あるいは検討にできないでしょうかということで1回目の質問に入らせていただきます。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

福祉センターの基本設計の内容の充実策の①一部3階建ての目的と展望室の必要性というようなご質問でございます。

鏡石町健康福祉センターにつきましては、町内の分散している健康福祉施設の集約を図り、地域で支え合い、子供から高齢者までが笑顔で健康に暮らせる町づくりの拠点として建設を進めております。

駅東地区のシンボリックな建物になると考えており、展望室を設けることで、新たな町民の憩いの場の創出、施設利用者の休憩スペースとするほか、健康事業との連携なども想定をしております。

施設につきましては3階建てで、1階、2階については事務室や会議室、多目的室を配置しております。3階につきましては展望室を計画しておりますが面積につきましては、約89平方メートルほどございます。中心部には階段とエレベーターを配置しましてその周囲を周回し360度見渡せるような設計というふうになっております。町民が自由に利用できる空間としまして、休憩のためのベンチなどを配置するほか、健康づくりの一環としてウォーキングコースのモデルコースの一部として今後計画を策定してまいりたいというふうに考えております。ウォーキングコースの中継地点や休憩のポイントとして、給水コーナーやあと健康器具等の配置なども検討しております。

ウォーキングコースのモデルの一つの例としましては、階段を上り下りすることによって体に負荷をかけて健康づくり、体力づくりを進める方法とか、あとはウォーキングコースのモデルコースの一環としてチームなりグループをつくりまして保健師等の配置をして健康管理に努めるというような事業も今後検討してまいりたいと思います。

ご質問の東側の屋根の利用でございますが、屋根につきましては、一部太陽光パネルを設置する予定でございます。それで、なかなか屋根の利用といいましても、勾配が大分緩いものですから、なかなか現状では具体的な利用計画はございません。

次に、多目的トイレでございますが、1階と2階にそれぞれ1か所ずつ配置をしております。現時点においては、それぞれ1階2階1か所ずつ配置すれば、設計上、それと人にやさ

しいまちづくり条例等各種の計画に当たってのマスタープランがございますが、これらを満たすものと考えております。

次に、多目的室の大的音響の対策でございますが、文化講演会や敬老会等、音響を使う行事を予定もしております。音響対策につきましては、一定以上のレベルを保つよう今、設計を進めているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 町長さんは、須賀川市役所展望タワーは、これは通告に書いておかなかったから答弁もらえないか。見たことありますかと聞いてはいますが。

実は私、なぜ聞いたかという、市役所の展望タワーに上がったんです。誰もいなかったと思ったら、奥のほうに1人、男の人がいたんです、ぎゅうっとして。あれと思った。私みたいな男だから構わないかもしれないけれども、女性の方が、何かその男の人がそういう人だということは言わないけれども、ただ風袋からしてあまり安全上いいような感じは受けなかったんです。

これがもしかして何かあったら大変だろうな、誰か常に見られる人がいれば、警備員が何ていうとなかなかこれもまた大変ですけれども、やっぱりそういうことがあるから、これだけのウォーキングとかいろいろ見るけれども、階段上がっていくといたって高齢者の方々や足の不自由な方々が階段を上がってウォーキングコースといっても、きっと町民の方々、エレベーターですと上がって降りちゃうと思うんです。それはいいのですが。

だから、ちょっと何か事が起きてからでは遅いから、その問題はまずちょっと頭に入れてほしいなということ。なぜそして、東側の広いスペースを何かつくらないかというふうに言ったのは、幾つもの今回施設がここに計画されます、担当課とかあるいは協議会とかそういうのが。その中の一つを3階のところに事務所としてセットして、そしてその展望タワーの安全管理しながら業務を行って、そして、空いているちょっとしたスペースをつくってそこで本当に簡単なドリンクくらい、自販機でいいから、町民の方がエレベーターで行ったら上に行って展望しながらお茶を飲みながら二、三人で語り合えるようなスペースをつくっていけば、ある意味ではいいんじゃないかなというふうに、安全と安心な施設とするため、私はあえてこれを出してきたわけなんです。

そして、広い屋根の部分の活用というのは、常駐職員が管理できるスペースとして何かこれいろんなシルバー人材センターとか、ここに見ると関連事務所をそこにいっぱい1階に集中してつくりますが、その中でできるならばそういうふうなことをつくっておかないと、建物をつくってから後でこの庁舎と同じように後でつくるなんていうとできなくなっちゃう

から、予算もだから、出来上がる前にそういうことを考えて安全安心な健康福祉センターができるように私はやることが一石二鳥であるというふうに思いますので、執行に提案いたしますが、ご検討されるよういかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

この施設については、ご承知のように、町には、旧診療所の保健センター、成田には成田保健センター、まさに健康福祉センターの体をなしていないというのが実情だと。そういう中で、これからの高齢社会、そういったことも含めて、これはぜひ必要であるということで今、進めているということでもあります。

そういう中で、今、施設に関して一つ、全協の中でもお話も申し上げましたけれども、私のほうからは、例えば、第一小学校建築しました。私自身が指示したのは、やはり切り妻、やっぱり屋根がしっかりしていないと雨漏り、そういったことも含めて、シンプルなそういったものがないと。

そして、もう一つは、3階建てでありました。これはやはり2階建てという2つしか指示しておりません。あとは、中身については、しっかりと学校について言えば、PTA、学校、そういった関係者としっかりと協議をしてつくってほしいということのみでありました。

先ほどの3階というのは、やはり、安全。3階から飛び降りたら大変危険だ、2階なら何とか助かる、そういったことも含めて2階だということです。

今回の福祉センターも、先ほど、3階に行くのに上で分からないことがあったら大変だと。これについては、指示しました。やはり事務室から階段が見えること。エレベーターが誰が乗ったか事務室から見える。ということのをこれは指示しました。これはやはり、今、議員さんが言われたように安全です。安全が第一なんで、そういった安全を図るよという、こういった点については、お話をし、あとは事業委員会そういったことで事務や再度しっかりと協議をしながらやっていただきたいというお話でありました。

今回の保健福祉センターも基本的には切り妻だと。ただ、あそこは住宅地の区域でありますので、高さ制限も若干あるので、その制限の中で範囲の中で、3階の中に一部展望室をつくって先ほど担当課長が申し上げたように利活用を図ってまいりたい。

いわゆる、図書館もそうなんです、やはりつくっただけで何のためにつくったか分からない、そういったことではならないので、でもこれを後で生かすということも我々の仕事であるので、田んぼアートもそういうことでしっかりと利用させていただいたということで、これは前町長にも感謝をしているとそういうことでもありますので、これからもそういった方向でしっかりとやっていきたいなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 設計ができて模型ができたからできたというふうな捉え方で私はいきたくないんです。

やっぱりいろんな皆さんの声を聞いて、その中からまたもう一つ、ワンステップ上がるような施設、そういうふうなものにつくってほしいなというふうに感じております。

14億、15億もかかるわけですから、やっぱりもうちょっとかけるなら中身があるようなものに持って行ってほしいなと。そして、今までの図書館もそう、駅舎もそうですが、鏡石は牧場の朝のまちということで、とんがり頭の屋根があるからできれば欲を言えば展望室の頭も三角形の屋根がある展望屋根にしてほしいななんて心の中では思っております。

そういうことも踏まえながら、小さい子供たちまでが安心して行けるような施設をお願いしたいと思います。

視点の第2点目になりますが、駐車場の問題です。

これも、大したことではないんですが、センターの敷地、南側の駐車場において伺います。

このセンターは、健康福祉センターとして、利用者の多くは、どちらかというと身体的に不自由な方々が多くなるんでないのかなというふうに思っております。利用者は高齢者が多かったり、450名の方々がもしかして何か事業があって行きますと。

駐車スペースというのは、何か拝見したら数えると93台なんですね。450名がみんな3人、4人乗り合って来ればいいんですが、今の時代やっぱりこの庁舎の前の駐車場もそうですが、多くの方々が今日傍聴に来ておられます。この方々ほとんどが1台1台乗っています。我々議員も1台1台です。大変車止めるのにご苦労されたんじゃないかと思うんですね。そうすると、やっぱり駐車場は、余裕を持っていただきたいと。だからそのような意味では、駐車場の不足があるんじゃないかなと思います。

あと、それから、車椅子用駐車場が玄関前1台分しか設置してなかったです、あれ図面では。非常に少ないです。今回鏡石町がほかに自慢のできる名実ともに健康福祉センターができるわけですから、来場者あるいは老人や特に体の不自由な障がい者の方々が多いと思われるので、それらを考慮すれば、駐車場台数の確保がまず第1点、多く必要であります。また、車椅子利用者スペースの台数の増加が当然のことながら入り口の近くにもっと必要になると思います。

その辺を町執行にお伺いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

質問の中、いずれにしても利用者最高値の450名、多目的で、そして駐車場が93台ということでもありますけれども、いずれにしても敷地は、先ほど議員さん言われたように、1.5ヘクタールございます。そういう中で、当面、いわゆるメインはまず建物をしっかりとつくるということがメインであります。その中で、予算上5,000万の駐車場の確保を一応しております。そういう中で、その後の駐車場整備等については、これと合わせてその第2期、第3期そういうことになるかもしれませんが、後でしっかりとその辺は対応できるようにしていきたいと。当面は、最小スペースでつくり上げていきたいということでもありますので、その辺についてはご理解をいただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） なぜこんなにしつこく言ってくるかという、利用者が体の不自由な方々がここと違って、訪問する場所ですから、そういう意味でゆとりのあるスペースも広めの1台分のスペースも広めにまず考えてほしいと。

やっぱりこれが車ぶつけた何だと必ずありますから。だから、これは高齢者だったりするとやっぱり広めにちょっと従来の駐車スペースよりも広い、まずそれを一つ。

あとそれから、南側にある、伺ったら砂利の空き地があるからそこを使うということを言いますが、ところが足の不自由な方々やそういう方々が砂利のところを歩いて施設に行きなさいというのはあまりにも優しさが無いと思うんです。

やっぱり鏡石町は駐車場も全面舗装にして、優しさと気配りのある健康福祉センターだというふうな思いが来場者に感じるような場所をつくることを私としては強く要望、これは質問で要望しちゃおかしいんですが、お話しさせていただきます。

それでは3つ目になりますが、先ほどもちょっと言いましたが、駅東開発最大の鏡石町施設の中心地でもあります、3つ目になりますが、周辺には公共施設としてご存じのように公民館、それから老人センターや構造改善センター、中学校、あるいは関係する社会福祉協会やらそういうものがあそこに集中しております。そうしてここの青少年ホームにある福祉関係の施設がみんな向こうに行くということになると、かなりの事業量のある中身のある仕事になってくると思うんです。

また、それを期待する多くの町民の方々がおりますから、それに答えるのが鏡石町執行であり、提案するのが我々議会であると思いますから、十分にもう一度建設事業委員会の方々の声ももう一回確認して、そして、ハードも立派だけれども、ソフトがすばらしかったというふうな声が聞かれるような施設につくっていただきたいと思います。

それで、この施設に対しては、現在のこの役場本庁舎業務との位置づけです。これは、この中にも書いてありますが、ただ単にこうなんですよと、2つになるんですよということじゃなくて、東北本線をまたいで東と西に分かれちゃっているわけだから、やっぱりそういうところの利便性を考えながらすばらしい運用ができるようにすることを、利用者不在となるようなことはないですか、大丈夫ですか。まず、それをお伺いします。また、町の対応策はどのように考えておられますか。

それから、センターの進入道路が整備されなければ建物が死んでしまいます。この東町鳥見山線の消防署隣の大きいメインの道路です、これがあそこのメイン道路になります、それがまだ全然着手もしておりませんが、これの完成計画はどのようになっておられるのでしょうか。それと、この施設の両サイドにセットするところの町道6の12号線、6の14号線、この計画は、進入路として同時運営されることが必要であろうと思いますが、それはどのようになられますか。お答えいただきたいと思います。

○議長（古川文雄君）　ここで、議事の都合により昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議　午前11時56分

開議　午後　1時00分

○議長（古川文雄君）　休議前に引き続き会議を開きます。

質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏君）　9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

駅東地区の公共施設整備計画の将来像はどのようにするのか、その中で健康福祉センターの位置づけは重要であります、町の政策はあるのかというご質問でございますが、駅東側には、既存の公共施設として、議員がおっしゃるように、中学校や図書館、公民館、老人福祉センターなどが点在しております。駅東側には、現在、区画整理事業の進捗に伴いまして人口が増加しているところから集会所などの公共施設の整備は必要だと考えております。

ただ、そのような整備の際には、単純に駅東側の施設の補修だけではなく、町全体の既存施設の公共施設の再配置や統合などを同時に検討していきたいと考えております。

その上で、今回の健康福祉センターのように、複合的に機能を集約した公共施設や単一機能の公共施設の必要性についても同時に検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君）　9番、今泉文克君。

〔9番　今泉文克君　登壇〕

○9番（今泉文克君） 今、総務課長言われましたが、あれだけ立派な施設ができ、そこになおかつあれほど多くの課が今度は移動すると、全部そこで集中したほうが町民のワンストップでできると思うんです。だから、非常にそういう意味では町民の方々喜ぶから、よくその辺の運用については、考えてほしい。

ただ、そうなると、今、言ったように、公民館やら老人センターやら幾つかのああいうふうな既存の施設があるから、これをどう利用するのか、あるいはなくすのか。そういうことも明確に、ちょっと新しいものを15億かけてつくればいいかもしれないけれども、現在のそれを代替するわけですから、それらを、耐用性もあると思うし管理している持っている管理費もかかるから、それも全てやっぱり一緒に同時進行で歩めるような必要性がない、ただ単にセンターができればいいんじゃないから。それと伴うものは全部なくすあるいは改築する、それから、新たにつくるというようなことも、トータルで物事を考えてほしいというふうに思います。

ただそういうことが全然我々のほうに見えてないから、あえてここで質問させていただきました。

あと、先ほどちょっと言いましたが、このそこに入って行く道路、この前いただいたこれにも立派に写真までつけて入っていた、そして見たら、しかし、立派な建物ができてそこで業務が行われるわけだけれども、そこに行く道路網の整備というのが、さっきも言いましたが、できていないと何にもならないんです。

だから、同時進行で当然進んでいるとは思いますが、今、言いますように、特に心配なのが、東町鳥見山公園線、消防署の隣に真っすぐあの池のところに来る道路。この道路、メインになる道路でございますから、これの設置、そしてあと町道6の10の1号、6の12号、6の14号、これらがこの施設を囲んで、利用者がこれがないと入りようがないから、だからこれはそのうちやりますではいけない問題だから、同時進行で歩まないはずじゃないかなと思いましたが、それはどのような計画でおられるのか、改めてお伺いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

健康福祉センターの周辺の道路整備につきまして、今現在、第3工区ということで、区画整備事業を進めております。

まず、東町鳥見山公園線でございますが、今現在、既に健康福祉センターの西側に出来上がっております、あとは舗装を残すのみとなっております。

なお、この区画につきましては、水道、下水道入れてからその後に舗装までするという予定で進めておまして、舗装は令和4年に行う予定になってございます。

ついでにその福祉センターの進入路となりますもう一つの東側の町道でございます。これにつきましても、既に整備のほう進めておりまして、やはりこちらにつきましても、水道、下水道との調整をしながら進めていく予定になってございます。こちらにつきましても、令和4年には舗装まで完成させるということでございますので、福祉センターが出来上がるまでには、道路網につきましても進入路は完成させるという予定で今、進めております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 実は、昨日もここ現場確認はしてきたんです。

全部整備がされつつあって、あと地盤沈下と舗装されれば、今言ったところは確かに立派に出来上がるんだと思いました。

しかし、私は、ここで確認させてもらいたいのは、1つは、東町鳥見山線の消防署側の前の間です、メインのあれが、まだ全然何もされていないですよ、あの池と消防署の間。この建物の脇は立派な道路ができて、こんなに広い道路必要なのかなと思うくらい見てきました。だから、あの先が行かなかつたら全然意味がありませんから、そこをもう一度説明をお願いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 質問にご答弁を申し上げます。

東町鳥見山公園線でございますが、今、議員がおっしゃったとおり健康福祉センターの脇、これについては整備が舗装を残して終わっている。それから、北に向かうほうです、まず、老人センターの後ろの町道まで、これにつきましては、区画整理区域の中でございますので区画整理の事業として整備をしていく予定でおります。これにつきましては、まだちょっと年次計画的にまだはっきり言えないところがあるんですが、老人センターのお風呂のほうは引っかかるということありますので、その施設のほうとの調整を図りながら進めていきたいというふうに考えてございます。

その先線につきましては、区画整理ではなく、本来の都市計画道路の事業で進めるようになる、消防署の脇です、こちらにつきましては、さらにその先線などで今のところ計画としてはあるのですが、年次的にはいつからというなかなかちょっと明言できない部分がありますので、なおこれから調査しながら進めていきたいと思っておりますので、今の段階ではちょっとこのような答弁とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（古川文雄君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） 補足的ですが、この区画整理内は、いわゆる老人センター、ここまではこの街路がつながるといことなんです、この鳥見山までの部分のいわゆる二池の部分、これについては、今、消防署の関係、これもあそこでいいのかどうか、多分老朽化しているのでいわゆる広域消防としては移転を考えている部分あるんで、そういったことも含めて町が総合的に移転の場所も探す必要もありますし、もう一つ難点は、いわゆるご承知のように羽鳥水路、パイプライン、これをどうするかということもあるんでそういった2つのことを考えながら、まずは区画整理の中はしっかりとしていきたい、ここまで通ればいわゆる福祉センターには取りあえずは間に合うということなんで、その後です、ここの分について、消防署も含めて検討していきたいなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 今、消防署の隣は、またこれからの問題だというふうなことを今、言われましたが、確かにそのとおりだと思うんです。

すばらしいセンターの脇の道路が出来上がろうとしています。あれが行かなかったら、また一貫線の須賀川分みたいなものになっちゃうから、これからしっかりといろんな関係者の方々の協力なり、あるいはそういう機関との調整をして、利用者に早く利用できるような努力をされるべきだろうというふうに私も思っておりますから、それを期待しておりますから、進めてください。

それでは、最後の質問に入ります。

この4番目は、鏡石町の高齢者の健康福祉政策の総合的な目標があると思われま。そのためにも、鏡石町のこれから、高齢者の方々、あるいは関係者の方々の状況はどうなるのか、5年後、10年後の運用、生き方もあると思いますから、そのためには現在の鏡石町の高齢化率はどのぐらいになってきているのかということ、そして、5年後、10年後にはどのくらい何%になるんだというようなことはつかんでおられると思いますから、そのところを政策として考えていきたいと思しますので、教えてください。

あと、それから、特老に待機者がいると思うんです、今もね、随分聞くとあちこちで入れないか入れないかと聞かれるものですから、このセンターができれば健康でいられればいいけれども、なかなかそうもいかないと思うから、どのくらい現在待機者がおられるのか。

あと、それから、町内の特老の収容人数、これどのぐらいになっておられるんですか。

そんなふうなことを言いますと、これからの在宅介護、それから、施設介護等の政策とも絡んでくるわけですが、その辺の考え方はどんなふう、今回のやつに関連して数字をつかんでおられるのか、お伺いさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 今泉議員、一問一答でございますので、（1）の④番の答弁をいただいてからということよろしいですか。

○9番（今泉文克君） いいですよ。

○議長（古川文雄君） 町長。

○町長（遠藤栄作君） それでは、ご答弁申し上げます。

高齢者の健康と福祉政策の総合的な目標ということでありまして、ご承知のように我が国は、出生率の低下と平均寿命の伸びによりまして、少子高齢化が急速に進んでいるということでありまして、本町も同様の傾向にございます。

令和元年10月1日現在の本町の高齢化率については28%ということでありまして、県内では4番目に高齢化率が低いということでありまして、

団塊の世代、ちょうど私も団塊の世代なんですけど、75歳以上となる4年後です、この令和7年には団塊ジュニア世代が65歳以上となる。19年後にはさらにいわゆる令和22年ということで、これは高齢化率は確実に上がるということでございます。

そういう中で、そのためにも高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、そして健康で心豊かに安心して暮らし続けることができる町づくりを目標に、努める必要があるということでありまして、

そういう中で、高齢者の皆さんが笑顔と健康に暮らすことを目的に、始まった事業の一つが健幸食生活応援事業でもありますし、また、地域でのサロン事業もそういったことでもあります。

そして、町づくりの町民の健康づくり、そして、福祉政策の中心的なこれから役割を担うべき施設が、これから建設しようとしている健康福祉センターだということで、しっかりと高齢化対策、そして福祉政策、こういったものについてしっかりと対応してまいりたいということでございます。

あと、特老の待機者、さらには町内特老の収容人数については、担当課長のほうから説明をさせます。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 特別養護老人ホームの待機者でございますが、最近の数字ではございませんが、各施設とも重複して皆さん申し込んでおられます。100人前後それぞれの施設に申し込んでいらっしゃる。

特老の収容人数でございますが、鏡石ホームにつきましてはいわゆる50人、通常50人でございます。あと、短期入所で20人、牧場の朝につきましては長期で100人、あと短期で20人というような収容人数でございます。

最近、矢吹にもエルピスができて、人数についても基本的には100人というようなことで聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） そのようにして高齢者の対応策をこれからやっていかないと、福祉も健康もやらなくちゃならない政策になるところでございますが、これらの在宅介護政策、それから、施設介護政策、これはどちらになるか非常に難しいところかと思うのですが、それらについてはどんなふうにご考えておられるのか、お伺いさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 在宅と施設介護の関係でございますが、今後のここ数年の方針でございますが、基本的には住み慣れた地域、住み慣れた家で過ごすというのが基本でございます。

どうしてもそれ以上の介護度になれば施設入所というようなことで、現在進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） まだまだ先の見えない、あるいはこれから大きな問題であるかと思いますが、この健康福祉関係については、今度できるこのセンターができる前からでもいいですからしっかりと政策展開をやって、そして、すばらしいものができた、そして、それを鏡石にもあるんですねというふうな言葉がどこへ行っても行政では鏡石を見るべきだというふうな声ができるような、遠藤町長、田んぼアートも大事なんだけど、それ以上にやっぱり町民が一番期待しているのがここでございますから、そういう政策展開がされることを心から祈念して、今日の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君の一般質問はこれまでといたします。

◇ 角 田 真 美 君

○議長（古川文雄君） 次に、2番、角田真美君の一般質問の発言を許します。

2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） それでは、2番議員、角田真美でございます。

ただいまから一般質問を行います。

その一般質問に先立ちまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

今年は3月から暖かく、花の成長が例年に比べて早かったわけであります。4月に霜が降りる最悪のパターンで、4月11日と27日の2度発生した凍霜害で果樹に深刻な被害が出ました。被害に遭われた農家の方々に心からお見舞い申し上げます。

新型コロナ感染に関しては、感染拡大を受け、県内全域に出ておりました非常事態宣言が先月31日で解除になりました。我が町では、3月22日を最後に80日間感染者が発生しておりません。感染者は近隣の市町村より僅少であり、町民の皆さんの感染症に対する意識の高さの表れであると考えられ、今後とも感染者の出ないことを祈っております。

我が町でも、65歳以上の方々のワクチン接種の予約がスムーズに進み、いよいよ待ちに待った集団接種が6月9日の明日から開始されます。

このたびのワクチン接種準備を担当された町職員の方々をはじめ、日頃から新型コロナウイルス感染症と献身的に最前線で向き合っている全ての医療従事者の皆様、教育関係の方々など、社会インフラを支える皆様に心から感謝申し上げます。

先日、晴天の下、私は町内を歩いてまいりました。鳥見山公園では、以前私が一般質問の中で、別な地域ではありますけれども、提案いたしました健康の遊具が既に設置されておりました。緑あふれる空間に80人以上の町民の親子連れが訪れておりました。新設された健康遊具を利用して楽しく健康づくりをしており、コミュニティーの輪が広がっておりました。

また、当日同じ日に、1年8か月前の2019年10月の台風19号で阿武隈川の洪水により成田地区の多くの家屋や農業に甚大な被害を受けました。当時、私は人生で初めてボランティア活動に4日間参加させていただきました。当時、ボランティア活動を通じて私なりに感じた住民の怒り、悩み、被災した成田の方々の生活不安に対する要望、連日相談を受けながらの作業であったのを記憶しております。

その後、私は、度々成田の被災場所を訪れ、自分なりの定点観測をしてまいりました。当時、堤防決壊により流された土砂や稲わら、そしてビニールハウスの倒壊など、甚大な被害から1年8か月がたち、被害に遭った畑や水田は、田植の時期を迎えておりました。そして、その復興状況は、豊穰の秋を連想させ深い安堵感を覚えて帰ってまいりました。再びあのような悪夢の災害が起こることのないように、将来に向かってしっかりとした治水対策を講じなければならないことを祈らずにはおられません。

日曜日の早朝、私はあるボランティア活動で、駅東口へ出かけました。産業課職員の指導で岩瀬農業高校の生徒や関係団体の手で田植が終わり、2年ぶりの田んぼアートの輪郭を見ることができました。今年の絵柄おむすびころりんが間もなく出現することであり、楽しみでもあります。

先月5月12日、中体連で鳥見山陸上競技場で岩瀬、須賀川の管内の13校が挑みました。

31種目中、男子10種目、女子4種目の中で優勝するなど、鏡中の管内での力は抜群の成績で、選手の活躍は当然であります。先生の指導力の高さの表れであり鏡石中学校の活躍はコロナなど暗い話題の中で町民は大変勇気づけられた大変うれしいニュースでありました。

それでは、通告いたしました質問に入らせていただきます。

最初に、町の環境問題に関する問題を提起し、これからの質問を詳細に論じていきたいと思っております。

まず初めに、町内の環境汚染に対する取組についてであります。

ごみの不法投棄は、全国で増加しており、地域の大きな問題として取り上げられております。産業廃棄物処理法の改正や、各種リサイクル法の施行など、年々対策の強化が進められております。

しかしながら、ごみ処理経費の節減などを理由に一部の心ない人が山林、河川敷、道路脇等へごみの不法投棄は後を絶たない状況であります。

不法投棄されたごみは、そのまま放置されますと、自然や町の景観を汚すだけでなく、水質や土壌を汚染し、悪臭、害虫の発生は衛生面にも大きな悪影響が与えられ、これらの撤去費用は県や町の財政面に大きな負担を強いられることになりかねません。

このような状況は、我が町でも他市町村と隣接する行政区、例えば、仁井田、久来石、高久田、成田であります。この地域での不法投棄が散見されております。中には、長期間にわたり不法投棄、また、野積みにされた不正保管がされている実態があります。

現状把握と対策の推進、地域との連携の強化、普及活動の実施を軸とした地域との連携によるごみ不法投棄対策の実施が必要であると私は感じております。

そこで、1番といたしまして、町の不法投棄の実態について、現状をどのように把握しているのか、質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町内の不法投棄の現状把握につきましては、主に家庭から排出されるごみは一般廃棄物となり市町村が指導、事業拡張に伴い廃棄されるごみは産業廃棄物となり県が指導しております。

廃棄物を処理する際には、法律により決められた方法及び処分場で行うこととなっており、処分場以外の場所にごみを投棄するのは不法投棄となります。

町内には、残念ながら産業廃棄物を含め不法投棄の実態があり、町としましても以前から不法投棄を行っている場所につきましては定期的に現場の状況確認を行っているところであります。

また、住民からの通報などがあつた際には随時県の対応などを行っているというところで、このほか、県におきましては、不法投棄の未然防止と投棄削減を図るため不法投棄監視員による監視とパトロールが行われております。

監視員からの不法投棄の情報につきましては、県と町で共有し、過去に発見され改善に至っていない場所につきましても継続的に監視を行うなど不法投棄の把握に努めているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 現状把握ということで、今、お話がございました。私も現状把握してまいりました。まいりましたというより、私はフィールドワークとして歩いております。

町の不法投棄の、一番町の不法投棄のあるその残存場所に行ってまいりました。

量でいきますと、長さ100メートル、幅10メートル、高さ3メートルの産業廃棄物が野積みされております。場所は限定しません。それらは、立米数で言いますと3,000立米、大型トラックでいきますと300台から500台、この幅というのは大型トラックは10立米使えるわけではありません。6立米とか8立米です。ということで、300から500台の量が今、野積みされてあります。

福島県生活環境部産業廃棄物課の令和元年8月発行の資料、県内の不法投棄の残留量が出てあります。ここに地図も載っております。その量が、残念ながら、私の町が以前私が調査したときには福島県内第3位だったんです。今、第2位に上がっています。いわき市に次いでです。

こういった状態があるということをも確認しておかなければならないと思います。

次に、令和元年7月に、これはちょっと古い資料でありますけれども、4号線の久来石において、県産業廃棄物収集車の運搬車両の指導検査がありました。私もよく目にすることはありました。そこで、軽も車両を止めておりますが、その中に産廃車は16台あったそうです。そして、指導された方が2台であったそうです。これも、残念ながら、町には直接関係ありませんけれども、鏡石町が一番多く出ていると。この2台でも一番多く出ているという結果が出ております。

私は、しょっちゅう仁井田の釈迦堂川の河川敷をウォーキングするわけでありますけれども、現在、河川工事行っております。その河川工事の河川の内側を見ますと、大量の不法投棄だろうと思いますけれども、どれだけあるのか分からないほどの量のごみが山積してあります。今、工事中ですので、何か所かに集めてあります。そういった莫大な量が浮き彫りになっていることもお知らせしておきます。

そこで、町として、今言ったような、もちろん県が関係ある仕事が多いんでありますけれども、町として今後、どういったことがあるかということは、これから尋ねていきますのでよろしく願いいたします。

私は、不法投棄の現状を自分で調査し、捨てられたごみの特徴を分析した結果、その中で、町道の隣接林は産業廃棄物と思われる古タイヤや家電製品など、大型のごみの残存量が多く、住宅地には町道に近い林にはペットボトルや空き缶、家庭ごみなどが多く、モラル低下の原因があるのだと多く見られます。また、町道や農道脇の谷底には、農業用水の水路が多く、水環境保全会の方々は、清掃作業を実施して、私も見ております。

しかし、不法投棄の多さに追いつかない状況であります。私は、町からの指導もありまして、平成28年から区の方々数名で地域ぐるみ監視体制づくり支援事業の中から、地域環境活動を行ってまいりました。パトロールと不法投棄ごみの片づけを数回しております。これらを説明した中で、②番の町の不法投棄がもたらす問題にはどのようなことがあるのか質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

一般的には、不法投棄の環境問題としましては、有害物質による環境汚染、景観の悪化、悪臭、害虫の発生などをもたらすとともに、新たな不法投棄を誘発させるなど、私たちの生活環境に大きな影響を及ぼすものと考えております。

ご質問の町内の不法投棄がもたらす環境問題としましては、以前からの産業廃棄物になるタイヤの不法投棄の現場等において主に景観の悪化、害虫の発生の要因等があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 私も、現場を見ておりますけれども、長期間放置された大型ごみといえますか、そういったものの近くには必ずペットボトルや空き缶や家庭ごみなどが次々と投棄されております。要するに、ごみ投棄のスパイラルだと私は思っております。一向に収まらないと思います。

付近住民の方々は、自らそういったものを整理しておられると私は伺いました。もちろんロープを張るなどのことも自らやっております。そういった地域住民が対策を講じているわけですので、町としてもそういった対策をよく掌握していただきたいと、こう考えております。

産業廃棄物の処理、清掃に関する法律が定められております。廃棄物の不法投棄についても、廃棄物処理法令第16条で何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないと定めております。

不法投棄を行った場合、5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金が科され、法人に対しては3億円以下の罰金が科されます。こういったことを一般の方は知りません。これらは、想像以上に大きな犯罪であり、また、金銭的損失や風評被害に遭うこともあり、ときには刑事事件に発展しております。

この不法投棄の犯罪であることを、町民により一層大きな声で訴えていくべきだと思えますけれども、そこで③であります。

新たな不法投棄の町民に対する啓発やPR活動について、町の考え方について質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新たな不法投棄防止の町民に対する啓発やPR方法につきましては、県では例年9月に不法投棄防止強調月間と定めまして不法投棄防止活動を行っております。

町としましても、広報紙を通じて不法投棄が犯罪であることや、不法投棄の手口などを紹介、不法投棄と思われる状況を見つけた際には、町への情報提供を呼びかけ、県と連携しながら不法投棄の未然防止や早期発見に取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 先ほどから答弁を聞いておりますと、一般的な話だと思っております。

具体的に申し上げますと、不法投棄の看板が掲げられております。どの不法投棄の場所に行っても同じ看板であります。黄色いA3の大きさの看板です。あの看板は、いつ立てたのか。それとも、もう数年たっているのか昨日立てたのか分からない状況です、その中で、私が考えることは、不法投棄が多発している住宅地、町道に近い森林、そういったパトロールとか活動の取組の内容を分かりやすく伝えるオリジナルの看板を大型でつくらないと投棄者はそれに気づかないんだろうと思っております。

以前、私は仁井田の区長をしておりました。カメラを2台ほどつけていただきました。そうしますと、何度か私も経験しておりますが、当初は投棄がありません。しかし、だんだん慣れてきますとまた同じ状況に戻っておりました。ということは、やはり常にパトロールしているとか、犯罪であるとか、大きなそういったPRをしておかないと、多分同じ方が同じことをするんだろうと。どう見ても鏡石の方がやっているんじゃないんです。他町村から来

て、便利な場所に捨てていくんです。地域住民の方もそうっております。そういったことから、町民に知らせるのも当然かもしれませんが、そういった看板によって他町村の方にもそういった犯罪を絶滅するためにもやっていただきたいと思います。

次に、地域住民による不法投棄の通報やチェック体制の支援について、町としてどのような対応策を考えているか、質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

地域住民による不法投棄の通報やチェック体制の支援につきましては、町では、各行政区の区長さんを理事としました65名の保健委員で組織されました保健委員会がございます。

健康で明るい地域社会にするため、地域における保健環境衛生の向上に努めるという活動を行っております。その活動の中で、不法投棄防止の推進としまして、粗大ごみ収集場所の巡回指導や、不法投棄防止の定期的な巡回活動にも取り組んでいるところであります。

地域での変化につきましては、地域の方々が目につきやすく変化も感じやすいと思われまますので理事である区長さんを通して、不法投棄に限らず地域の情報提供を随時いただいているところでございます。

現状では、保健委員会を通して、各行政区に対して環境美化推進費などの支援をしていくところでございますので、支援体制としましては、以上のようなものを行っているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） そのとおりなんです。

ところが、私も保健委員をやっております。また、行政区長もやっておりますし、今、行政区の顧問もやっております。これではいつまでたっても駄目なんです。私が思うには、これは、地域住民との連携はもちろん大切でございます。しかし、例えばごみ不法投棄防止連絡協議会とか、不法投棄パトロール隊とか、これを一般の方々から募集することだと思っております。行政区や保健委員会や、要するに自らこういったことに興味のある方、指摘される方は周りにもたくさんいると思いますので、そういった方々の一般公募による委員会を立ち上げれば、効果があるんだろうと私は思っております。

例えば、ごみのパトロール隊をつくりました、そして、捨てられたごみは早く片づけましょうとか、投棄場所は草を刈っておくとか、よく捨てられる場所には先ほど言った看板を設置する、そして、地元の地域の住民との連携から日頃から見回りをして状況を把握しておく

とか、不審者を見たら特徴を記録するとか、車のナンバー、人相、性別こういったものを一般公募した方々にやっていただければ、好きなものは一生懸命やるんですけども、人から与えられたものはそれほど興味持ちませんので、ぜひそういったことを考えてもらえないか、答弁をお願いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

不法投棄防止につきましては、確かにパトロールというところが一番重要かと思っております。

先ほど、答弁の中でもお話ししました県の監視員のパトロールにつきましては、鏡石町町民の方、1名の方が定期的なパトロールというのを行っております。

そういったところで発見されるものも多々ございますので、今ほどの、一般公募によるパトロール等につきましても、調査、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 不法投棄されたごみを撤去しても、元の環境を回復するためには、多額の費用、手間を要します。その費用などは、投棄行為者、捨てた方です。ごみの排出者、土地所有者などの関係者が負担することになります。

町の他町村との境界付近の不法投棄事案の現場には、有害物質を含む産業廃棄物の投棄なども懸念されます。地域住民の皆様の健康被害、その防止、安心感の醸成のためにも、一刻も早く現場を原状回復する必要があります。

これは、県の仕事かもしれませんが、地域住民は大変迷惑しております。

そして、環境も非常に悪い状況があります。

そこで、町内にある大規模な野積みの不法投棄現場の現状から将来へ向けての不法投棄からの環境回復計画は、どうなっているか質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

不法投棄された廃棄物につきましては、議員がおっしゃるとおり投棄者が処理することが原則であり、投棄者が判明しない場合は、その場所の所有者が自らの責任で撤去することとなります。

ご質問の将来に向けての不法投棄からの環境回復計画としましては、現在、計画等の作成

はしておりませんが、産業廃棄物の不法投棄では、県が投棄者等の原因者に対して原状回復等の指導を行うこととなりますので、町としましても問題解決に向けて今までも県と連携をしながら原因者への指導等実施してまいりましたが、今後も引き続き県と連携を図りながら問題解決に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） もちろん、県でやる行為だと思っております。

しかし、残念ながら、県では強制代執行をしております。私の確認したところでは、5件ほどやっております。しかし、1,000万、2,000万、1億であっても何十万しかいただいておりますね。そういった状況を考えますと、県にと言いましても、県はさっぱりやる気ありません。ということは、やっぱり町でもっともっと大きな声で県にいろいろなことを提案していかなければ、何十年も残っていつてしまうんだと、負の遺産です。非常に困っております、地域住民は。

その辺をよく考えて県のほうにもう一度大きな声でその件を、県ではもちろん分かっているわけですから、お話ししていただきたいと思いますが、町の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

県への提案でございますが、おっしゃるとおりでございます。町のほうとしましても、定期的な県への現場の確認等お願いもしておりましたが、今後もさらに解決方法等につきましても、県と相談をしながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 次に、2番、新型コロナ禍での複合災害の危機管理についてであります。

町のホームページで防災啓発動画、6月2日から「これまでの大丈夫が、いま危ない。」ということで、放映されております。

命を守る防災のコツは、早く逃げることだと言われております。

そこで、高齢者や要支援の必要とする方々を、このコロナ禍の中でどう守るか。そういったことも決めておくことも大切であります。1995年の阪神・淡路大震災に日本人の75歳の

高齢者は710万人だったんです。現在、1,815万人であります。2.5倍に増えております。

また、東日本大震災には、要支援の方々315人に対して国がアンケートを取った結果があります。その結果は、家族や同居者の支援が85人、近所や友人が60人、福祉関係者などが53人、消防が11人と結果になっておりまして、家族や近所の身近な方々や福祉関係者の支援割合が高くなっていることが理解できます。

J R 東北本線が我が町の中央を南北に走っております。ご承知のように、日本の大動脈であります。しかし、東日本大震災の後から、地盤の変化だとは思いますが、それが原因かとは思われますが、久来石から鏡石駅にかけて町内を通過する際、貨物列車はスピードダウンして運行が行われております。

コロナ禍の今、町として、地震や洪水だけではなく、当然地震や洪水も入りますけれども、大規模な地震の多い近年、列車事故などが起こらないとは言い切れません。そこで、J R や警察、迅速かつ的確な対応と連携強化の関係を強めていく必要があると私は考えております。

そこで、①地震、河川の洪水、土砂崩れ、列車事故など、新型コロナ禍の避難準備とその対策について、町の考えをお伺いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏君） 2番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

令和3年5月より災害対策基本法が改正され、これまでの避難準備が高齢者等避難に、避難勧告が避難指示、災害発生情報が緊急避難確保に改正されました。こちらにつきましては、今月号の広報にて皆様にお知らせしたところでございます。

新型コロナウイルス感染症の避難所における対応としましては、国からの技術的助言で3つほどございます。

まず1点目が、換気を前提とした避難所の設備、備蓄の確保。2点目が避難所以外の避難者を含めた被災者の支援、3点目がホテル、旅館等の活用を含めた可能な限り多くの避難所の確保のこの3点でございます。

町では、消毒液やマスク、非接触型体温計など、感染症対策用品の備蓄の確保、避難所外避難者への情報提供手段としてのLINEによる情報発信の開始、また、民間宿泊施設の活用では、町内宿泊施設に協力をお願いしている体制を取っているところでございます。

今後も引き続き、感染状況の情報収集に努めまして、適切な対応を取ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 少し話は飛躍しますけれども、現在計画中の鏡石町駅東口の開発が変わる機会があると先日発表になりました。この絶好のチャンスをつかまえて、JRとの危機管理の提携を図る町民の安全、便利性にとっても、またJRにとっても双方ともウィン・ウィンの関係を築くことが大事だろうと思いますので、そういったことで連携をしていただきたいと思います。

ただいま総務課長さんのほうから説明ありましたが、重複するかもしれませんが、避難者の中にはコロナ感染をおそれるあまり、避難を遅らせたり、避難しないほうが安全などの考え方があると言われております。大変危険なことであります。

また、避難所の面積が普段は2平米から3平米でありますけれども、コロナ禍では4平米以上が必要と、確保されなければならないとなっております。

これらの危機管理は、教育と訓練をしなければ、決して意識や行動力を高めることはできません。コロナ禍の対策として、明日から集団のワクチン接種が始まりますけれども、感染を発生させない対策の充実を図らなければなりません。

そこで、②といたしまして、町指定の避難所ありますけれども、そこへのソーシャルディスタンスの表示や消毒液、体温計、アクリル板などの防災グッズの準備について、総務課長今、おっしゃいましたけれども、もう一度お願いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大以降、国のほうでは補助金を用意しております。そちらの補助金を活用しまして、避難所の新型コロナウイルス感染症対策の用品の充実に努めております。

こちらのほうは昨年度、これ2分の1の交付率で140万ほどかけまして、いろいろとそろえていることございます。具体的には、議員がおっしゃるように、飛沫防止用のパーティション、プライバシー確保のための防災簡易テント、非接触型体温計、そのほかもちろん消毒液やハンドソープなどの用品を購入しまして、ただいま備蓄している状況でございます。

今後も新型コロナウイルス感染状況を考慮しまして、必要な備品等を徐々に少しずつまた備蓄していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 次の質問にいきます。

3番の、我が町の福島県沖地震の復興状況についてであります。

○議長（古川文雄君） 角田さん、2の③は。飛ばしていますけれども。2の③です。

○2番（角田真美君） 失礼いたしました。

③について伺います。

町では、明日からワクチンの接種が始まります。そういった中で、余剰が出た場合、どういった方法を取るのかお伺いします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新型コロナワクチン接種につきましては、ワクチンの余剰が発生した場合には、地域の状況を踏まえ柔軟に対応するものとされております。

本町における対応につきましては、集団接種時のキャンセルにつきましては、原則としましてそれ以降の予約をされている方の繰上げにより対応することとしておりますが、ワクチンの余剰が発生した場合の対応としまして、町内の介護福祉事務所の従事者等をリスト化し、当日のワクチン接種にご協力をいただくこととしております。

また、個別の医療機関につきましては、その医療機関にかかりつけで通院している方などにご協力をいただきながら、ワクチン接種をすることとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 次に、3番、我が町の福島県沖地震の復興状況についてお伺いいたします。

我が町では、震度5強で、住宅全壊が2件をはじめ多くの家屋被害があり、道路、下水、ため池などの多くの被害が出ました。被災者生活再建支援金や災害援護資金貸付金、中小企業等グループ補助金、住宅の応急処理、被災家屋の解体、撤去などの農業、商工業含めて30の支援制度があります。

そこで、①番といたしまして、被災者支援制度の現在までの利用状況と今後の利用予測を質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏君） 2番議員のご質問へご答弁申し上げます。

ご承知のように、今年2月13日に発生しました福島県沖を震源とする地震は、町におきまして議員のおっしゃるように震度5強を観測しまして、多くの住宅が被災したところでございます。

このため、被災者の再建を支援するため、各種の支援制度をまとめた冊子を作成しまして行政区のほうに回覧をしたところでございます。

議員がおっしゃるように、いろいろと支援制度がございまして、グループ補助金なり企業用のやつにつきましては、商工会なり県が対応しているところでございます。

現在、町として支援制度の利用状況としましては、準半壊以上を対象としました住宅応急修理が34件、一部損壊を対象としました住宅修理が6件、災害援護貸付金が1件、上下水道料の減免が46件、公営住宅への一時避難が19世帯となっております。

今後も支援制度の改正等が行われた場合には、速やかに情報提供を図るとともに、再建を支援していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 今後これら補助支援制度が被害者全員に利用漏れのないように、そういった対応を取ることが重要であると思います。

申込期限もあることから、被災者に重ねての制度の内容の伝達をしてほしいと思います。

次に、この地震によって仁井田地区にある岡ノ内池は、防災重点ため池の指定は受けてはいないものの、町道に沿っての斜面に多くの地割れ、地盤沈下が発生しており、隣接している住宅団地などにも大きな被害が出ております。

治水工事は最優先すべきな社会基盤の整備事業であるべきで、梅雨を迎えるに当たり、早急な工事が必要であります。

②番といたしまして、仁井田岡ノ内池の災害復旧進捗状況と今後の復旧完成の時期について質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（吉田竹雄君） 2番議員のご質問へご答弁申し上げます。

岡ノ内池周辺の災害復旧の進捗状況でございます。

まず、岡ノ内池、上と下2つ分かれております。まず、上の池、国道4号線に近いほうでございますが、上の池、こちらにつきましては、東側に位置する住宅地周辺については、仮復旧工事を実施したというところでございます。

仮復旧工事は、完了したところでございまして、これから今後本復旧を進めるに当たりまして、まず、あした9日でございますが、その本復旧を行うための測量設計業務の入札を行います。その後、本工事につきましては、秋以降に工事を行い始めまして、年度内には復旧完了を目指していきたいという予定でございます。

下の池のほうでございませう。高速道路側のほう、大きいほうの池でございませうが、ため池そのものとしては大丈夫であるという中身でございませう。ただ、この池の南側の高いところにある町道でございませうが、これが今回災害を受けたということだす。

この復旧工事でございませうが、今現在、入札の準備を進めておりませう。今月中には発注になると思ひませう。なお、完了につきましてもは、年内には復旧完了を目指していきたいというふうで、既に進めておりませう。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 4番目、町の将来の目標人口、人口減少の克服。

定住人口を増やすには、自然増です。もう一つの方法に社会増があります。定住人口を維持し、あるいは増加していくためには、社会増しかありません。

そこで、①番目、2021年町の目標人口はおおむね1万3,500人であったとなっております。その評価はどう受け止めているか質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めませう。

総務課長。

○総務課長（橋本喜宏君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ただいま進行しております第5次総合計画では、本町の交通の利便性など優位性を前面に押し出しまして、町の魅力づくりや住宅の提供など、様々な政策を講じることで全国的な傾向である自然減に歯止めをかけ、社会増を図るものとして将来の目標人口として定めませう。

この第5次総合計画の終了年度であります本年度末に、ここに書いてありますように目標年次1万3,500人の達成につきましてもは、現実的には達成は不可能な状況にあることは認識しております。

ただ、目標値の妥当性ということに関しましては、当時の人口などから設定されておりますして、妥当性につきましてもは、問題はないというふうで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 町の第5次総合計画の中で、コーホート要因法で計算したと思ひませうけれども、実は、1万2,500人を下回ることとなりますと書かれてあるんです。今月現在の人口を見ますとぴったりであります。

でありますから、今後ともそういったコーホート法がいいのか悪いのか、これは分かりませうけれども、小さい町にとってはあまりよくない方法だと言われておりますけれども、一

つ、今後ともそういった人口に町としても評価はしていきたいと思っております。

新型コロナ拡大によって、追い打ちをかけるように、今年から来年度にかけて、我が町では出生が激減されると考えられます。

人口減少による今後の公共投資については、選択と集中を行うことが求められ、公共施設の維持管理更新にも同様の対応が急務かと思われまます。

新しく施設をつくることから賢く使うことの転換が必要であり、将来の人口予測が重要な位置を占めることになります。

そういった点から②番、定住人口の今後の目標、人数はどのような人数になるのか、ご提示願いたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） それでは、ご答弁申し上げます。

まず、人口、今までどういうふうになっているのかとちょっと申し上げますと、私の手元にあるのは平成21年からであります。令和2年12月までの数字でありますけれども、いわゆる自然動態と社会動態という2つがあります。自然動態は、生まれる数、亡くなった数が自然動態。これは、残念ながら平成21年から令和2年までは全てマイナスであります。いわゆる21年から27年度までについては、数字が、最低が11人減から多くても25人というそういったいわゆる減少でありました。

22年、この年はマイナス16、震災のあった23年も16ということで続いておりましたけれども、平成28年以降、いわゆる27年の国勢調査においては、マイナスになりました。初めてマイナスになりました。

28年以降は、これはその前半よりも2倍、3倍近い、いわゆる40人から50人ここはマイナスなんです。ということになっています。そして、社会動態、いわゆる転入と転出の関係を申し上げますと、前半については27年まで行きますと、増加している部分が21年とか、26年前半はこの2年間しかありません、あとマイナスでありました。そして、28年からも残念ながら28年、29年、30年、これもマイナスでありました。

そして、ようやく令和元年度、この社会動態が42名の増です。そして、令和2年が81名の増であります。これは駅東の影響があるのかなというふうに思っております。

そういう中で、今の質問の中でありましてけれども、これから第6次の人口がどうあるのかとそういうことになると、問題は自然動態、これがやっぱり大きく影響すると。どんなに頑張っても社会動態、住宅、施策をやっても追いつかない状況だと。ですから、今の状況からすると、やはり減少に転じてしまうということです。

先ほど言いましたように、22年までは国勢調査では全て上昇しておりました。27年度で

初めて減少したということであります。そして、令和2年の国勢調査、多分間もなく今月にその概報が発表される多分予定だと思えます。そういう中でも、残念ながら多分マイナスに転ずると思う。ただし、この59市町村の中では、多分10位以内に減少率の少ない、そういう町になっているのかなというふうに思っております。

そういう中で、この公共施設のいろんなことも含めながら、この第6次の総合計画についてもそういったことを反映しながら人口の想定人口、10年後の目標人口を掲げながらしっかりと公共施設も含め町の人口、そういったものに対応した先ほどいろいろご質問ありましたけれども、高齢化社会に向けた施策、そういったものについてしっかりとやっていく必要があるというふうに感じております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 社会増を達成するには、現在町に住んでいる皆さんの転出を抑制する、そして、他町村からの転入を促進するしかありません。先ほど町長さんが言われたように、その1つは、住宅の建設か建物を買ってもらうことだと思います。

数十年の住宅ローンを組むと、容易に引っ越しはできません。長年住むようになります。現在町では、住宅の購入に補助金を出しております。そこで、今後町では、よその自治体との差別化を図るためにも金融機関と連携して、その住宅ローンの金利の補助をすれば、他の自治体との差別化ができるのではないかと思います。いい方法だと私は思っております。

ただ、残念ながら、ローン返済の30年後頃には、30年もたてば若い方も高齢者になってしまうということも考慮に置かなければならないと思っております。

そこで、定住人口の維持あるいは増加、または減少速度を遅くするなどの対策は、町ではどのようなものがあるか、質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

先ほどちょっとお話はしましたけれども、当町の人口については、東日本大震災以降、微減傾向で推移をしているということであります。

定住人口の維持と人口増加施策につきましては、出産、そして子育て支援、若者の流出や高齢化への対応、そして若者のUターンの促進や子育て環境を生かした転入者を定住につなげていくことを考えております。

そういうことでもありますけれども、前年度以前からの取り組んでいる事業といたしましては、子育て支援では、出生時の保護者への商品券を給付するのびのび子育て応援券の支給事

業、そして、不妊治療費の一部を支援する出生支援事業、母子保健や育児に関する相談支援などであります。

次に、移住定住対策におきましては、町外から定住するための住宅を取得した場合に、取得費の一部を支援する来て「かがみいし」住宅取得支援事業や若者定住者JR通勤補助であります。

地域交流の対策につきましては、若者の出会いの場づくりとした婚活支援事業。そして、居住地形成では、駅東第1土地区画整理事業など、持続的に発展できるように魅力ある町づくりに取り組んでいるということです。

また、今年度新たに、若者の定住を図るために、奨学金の返還を支援する若者定住促進奨学金返還支援事業、新規に婚姻した世帯の新生活を支援する結婚新生活支援事業、そして乳幼児健康診査の支援や産前産後家庭支援ヘルパー派遣事業に取り組みました。

本町の地理的利便性の優位性や快適性、子育てしやすい環境を備えた定住の町を目指しまして、定住人口の維持、拡大に各種事業を今後も展開をしてまいりたいというふうに考えているところです。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） ただいま町長さんからいろんな支援についてお伺いいたしました。

ただし、注意しなければならないのは、自治体、例えば町が何歳まで医療費無料とかなどの行政サービスを求めて引っ越してくる方は少ないそうであります。これは私が言うのではなくて、都市政策研究者が意見を出しているところでもありますので、全てじゃないと思いますが、その辺も取捨選択しながらやっていっていただきたいと思います。

定住人口を考える視点は、人口の増加か人口の維持か、人口減少を遅くするか、その3点に限られております。目標の設定をどこに置くかによって明確にしておかないと成果が表れませんので、その辺を町としての考え方はそういったことでやっていただきたいと思います。

ここまで、私、町内の環境汚染に対する取組、新型コロナ禍での複合災害の危機管理、我が町の福島県沖地震の復興状況、町の将来の目標人口、人口減少の克服について、以上4件のミクロ的なお話を質問させていただきました。

いずれも町民一人一人に関わる大事な問題です。今後とも町民の意見を尊重し、調査、研究していきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で私の質問終了いたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（古川文雄君） お諮りいたします。

議事運営の都合により、明日6月9日から10日までの2日間、休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、6月9日から10日までの2日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時27分

第 4 号

令和3年第8回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第4号の追加1）

令和3年6月11日（金）午前10時開議

- 日程第 1 議案第167号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 2 諮問第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 議案第168号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第169号 令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第170号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 請願・陳情について
総務文教常任委員長報告
- 日程第 7 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
- 日程第 8 議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程と同じ

追加日程第 9 意見書案第11号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

出席議員（10名）

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	7番	渡辺定己君
8番	大河原正雄君	9番	今泉文克君
11番	円谷寛君	12番	古川文雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 遠藤栄作君 副町長 小貫忠男君

教 育 長	渡 部 修 一 君	総 務 課 長	橋 本 喜 宏 君
税務町民課長	倉 田 知 典 君	福祉こども長	柳 沼 和 吉 君
健康環境課長	大河原 正 義 君	産 業 課 長	菊 地 勝 弘 君
上下水道課長	小 林 誠 君	都市建設課長	吉 田 竹 雄 君
教 育 課 長	根 本 博 君	会計管理者 兼出納室長	佐 藤 喜 伸 君
農業委員会 農事局長 選挙管理 委員会委員長	圓 谷 康 誠 君	農 業 会	菊 地 栄 助 君
	草 野 孝 重 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	緑 川 憲 一	主任主査	鈴 木 淳 子
--------	---------	------	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長（古川文雄君） 初めに、追加議案1件が提出されておりますので、本日の議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

4番、菊地洋君。

〔議会運営委員長 菊地 洋君 登壇〕

○4番（議会運営委員長 菊地 洋君） 皆さん、おはようございます。

追加議案がありますので、申し上げます。

第8回鏡石町議会定例会議事日程「第4号の追加1」。

令和3年6月11日金曜日、午前10時開議、日程番号第1から第7までは初日に申しあげたとおりでございます。

〔以下、議事日程「第4号の追加1」により報告する。〕

○議長（古川文雄君） 議会運営委員長報告のとおり、追加議案1件を本日の日程に追加して審議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議案1件を本日の日程に追加して審議することに決しました。

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄君） 本日の議事は、議事日程「第4号の追加1」により運営いたします。

◎議案第167号の上程、説明、意見、採決

○議長（古川文雄君） 日程第1、議案第167号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（緑川憲一君） 〔第167号議案を朗読〕

○議長（古川文雄君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第167号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は3名の委員で構成され、任期は3年となっております。このたび、現委員であります斉藤栄治氏が本年6月30日をもちまして任期満了となりますことから、斉藤栄治氏の後任には、不時沼223番地1在住の吉田賢司氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

吉田賢司氏につきましては、昭和56年4月に町職員に採用以来、今年3月に退職されるまで公務に精励されました。その間、税務課所属が6年、さらには税務町民課長も務め、固定資産評価に精通していることから、このたび固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、議会の皆様のご同意を賜りますことをお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については質疑を省略し、直ちに選任同意を求められている方についての意見を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第167号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の意見を申し上げます。

吉田賢司氏は、今年3月に退職されるまで鏡石町役場で勤務され、在職中は税務町民課長を務めるなど、固定資産評価業務について精通しております。あわせて、長年の行政経験により培われた広範な識見は、固定資産評価審査委員会委員として適任であると思いますので、議員皆様のご賛同をよろしくお願いし、賛成意見とするものであります。

○議長（古川文雄君） これをもって意見を終了いたします。

これより議案第167号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。

したがって、議案第167号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること

についての件は同意することに決しました。

暫時休議いたします。

休議 午前10時07分

開議 午前10時08分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎諮問第4号の上程、説明、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第2、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（緑川憲一君） [第4号諮問を朗読]

○議長（古川文雄君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

[町長 遠藤栄作君 登壇]

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は4名の委員で構成され、任期は3年となっております。このたび、現委員であります岡部ちよ子氏が本年9月30日をもって任期満了となりますことから、岡部ちよ子氏の後任には、中町478番地在住の星玲子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

星玲子氏につきましては、平成4年4月に棚倉町立棚倉小学校を振出しに長年教員を務められ、令和3年3月須賀川市立西袋第一小学校を最後に退職されております。

人格、識見が高く、広く社会の実情に通じており、人権擁護委員として最適任でありますことから、このたび、人権擁護委員会委員として推薦いたしたく、議会の皆様のご意見を賜りますことをお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りいたします。

本案については、適任者として推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては推薦することに決しました。

◎議案第168号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第3、議案第168号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、柳沼和吉君。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第168号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書242ページをお願いします。

このたびの条例改正につきましては、令和3年3月26日付で福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正により、本条例を改正するものであります。

児童の要件につきまして、高等学校等に在籍している児童につきましては、18歳に達した年度末まで助成対象、また、高等学校等に在籍していない児童につきましては、18歳に達した日の属する月の以降は助成の対象外としております。これを児童が18歳に達する年度末まで助成を受けられるよう期間を延長するものでございます。

議案書243ページをお願いします。

鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（平成12年鏡石町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表、児童の項を次のように改める。

児童、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。

附則につきましては、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用するものでございます。

以上、議案第168号の提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第168号 鏡石町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第169号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第4、議案第169号 令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第169号 令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書245ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、2月13日発生 of 福島県沖地震に伴う災害復旧事業及び社会資本総合交付金内示額の増額に伴います、関係経費の補正予算などであります。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,343万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,669万1,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正であります。

議案書248ページをお願いいたします。

第2表地方債補正、1、追加、起債の目的が農林水産業施設災害復旧事業費、限度額910万円、さらには、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

2、変更につきましては、町道整備事業費、排水路整備事業費、公共土木施設災害復旧事業費の3つの事業の限度額を記載のとおり増額するものであります。

補正予算の詳細につきましては、252ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第169号 令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第170号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第5、議案第170号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、吉田竹雄君。

〔都市建設課長 吉田竹雄君 登壇〕

○都市建設課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました議案第170号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書263ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、今年度の社会資本整備総合交付金内示による増額補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ830万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,320万円とするものでございます。

詳細につきまして、268ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（吉田竹雄君） 以上、議案第170号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第170号 令和3年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎総務文教常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第6、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、陳情第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書について、総務文教常任委員長より報告を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔総務文教常任委員長 橋本喜一君 登壇〕

○3番（総務文教常任委員長 橋本喜一君） それでは、報告申し上げます。

令和3年6月11日、鏡石町議会議長、古川文雄様。総務文教常任委員会委員長、橋本喜一。陳情審査報告書。

本委員会は、令和3年6月7日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和3年6月10日、開議時刻、午前9時56分、閉会時刻、午前11時24分、出席者、委員5名、開催場所、第1会議室。

説明者。（総務課）、橋本課長、大木主幹兼副課長、関根副課長。

付託件名。陳情第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書。

審査結果。陳情第12号は、採択すべきものと決した。

審査経過。陳情第12号については、担当課（総務課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上です。

○議長（古川文雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

陳情第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

陳情第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書についての採決を行います。
お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第7、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第8、議会運営委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査実施の申出があります。

お諮りいたします。

議会委員長からの申出のとおり、所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり所管事務調査を実施することに決しました。
意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前10時33分

開議 午前10時34分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（古川文雄君） ただいま意見書案1件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたします。

お諮りいたします。

本案を日程に追加し、日程第9として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案を日程に追加し、日程第9として議題とすることに決しました。

◎意見書案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 意見書案第11号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 令和3年6月11日、鏡石町議会、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、橋本喜一。

賛成者、鏡石町議会議員、角田真美。

賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克。

賛成者、鏡石町議会議員、菊地洋。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

〔「議長、意見書案第11号と今配られたやつがなっているんですが、12号じゃないんですか。」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 休議します。

休議 午前10時36分

開議 午前10時36分

○議長（古川文雄君） では、休議前に引き続き会議を開きます。

○3番（橋本喜一君） 意見書案第11号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

新型コロナウイルスの出現により、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生している。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時に対応が求められている。

〔「朗読省略」の声あり〕

○3番（橋本喜一君） 朗読省略の声がありますんで。

記。

1、社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図られたい。

2、とりわけ新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財政措置を図られたい。

3、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じられたい。

4、デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること、また地域での人材育成を図るなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応されたい。

5、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保を図られたい。

6、2020年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮されたい。

7、特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を生じることがないように対応されたい。

8、森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大されるよう見直されたい。

9、地域間の財政偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上

で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図られたい。

10、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じられたい。

11、地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組まれたい。

令和3年6月11日。

鏡石町議会。

衆議院議長、大島理森様。

参議院議長、山東昭子様。

内閣総理大臣、菅義偉様。

財務大臣、麻生太郎様。

総務大臣、武田良太様。

厚生労働大臣、田村憲久。

内閣府特命担当大臣（地方創生担当）、坂本哲志様。

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）、西村康稔様。

以上です。

○議長（古川文雄君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第11号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（古川文雄君） 以上を持ちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（古川文雄君） ここで招集者から閉会に当たり挨拶があります。
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る7日から本日までの5日間にわたりまして、全25議案につきまして慎重にご審議をいただき、全議案を原案通り承認、同意、議決賜りました。ここに厚くお礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

今定例会で成立いたしました令和3年度各会計補正予算等により、本町の第5次総合計画の基本理念である「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち かがみいし」の実現に向けまして、全力で取り組んでまいり所存であり、併せて、このたびの新型コロナウイルス感染症対策についても万全を期してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、会期中いただきましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、執行に当たり可能な限り反映させてまいりたいと考えております。

議員各位には、ご多忙のこととは存じますが、ご自愛をいただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（古川文雄君） これにて第8回鏡石町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前10時46分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和3年6月11日

議 長 古 川 文 雄

署 名 議 員 畑 幸 一

署 名 議 員 角 田 真 美

署 名 議 員 橋 本 喜 一